

参考資料

○ あはき療養費の改定率 $+0.13\%$ （診療報酬改定における医科の改定率 $+0.26\%$ 等を踏まえ、政府において決定）

(1) 施術料、初検料、施術報告書交付料の引き上げ

- ・ 財源の範囲で、施術料、初検料、施術報告書交付料を引き上げる。

■ マッサージ

温罨法をマッサージと併施した場合 1回につき 125円加算（現行：温罨法をマッサージと併施した場合 1回につき 110円加算）

温罨法と併せて電気光線器具を使用した場合 1回につき 160円加算（現行：温罨法と併せて電気光線器具を使用した場合 1回につき 150円加算）

施術報告書交付料 480円（現行：施術報告書交付料 460円）

■ はり・きゅう

初検料 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,780円（現行：1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,770円）

初検料 2術（はり、きゅう併用）の場合 1,860円（現行：2術（はり、きゅう併用）の場合 1,850円）

電療料 電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 34円加算（現行：電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算）

施術報告書交付料 480円（現行：施術報告書交付料 460円）

※ 一部負担金の計算方法について、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成30年12月27日事務連絡）において、「施術に要した費用（取扱規程第3章の16の算定基準により算定した額）に患者の一部負担金の割合（1割・2割・3割）を乗じる（1円単位で計算）」とされていることを再度周知する。

(2) 支給申請書の記入方法の明確化

- ・ 「『はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて』の一部改正について」（令和3年3月24日保発0324第2号）により、令和3年4月1日から「施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認をうけたうえで申請書の代理人欄の申請者欄に署名を求めること。併せて、被保険者等に係る住所、委任年月日について患者より記入を受けること。ただし、当該各事項について、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、施術者等が代理記入し当該患者から押印を受けること。」とされている。
- ・ この「代理記入」の方法を示した通知・事務連絡を発出していない中、「手書きによること」と説明しているが、施術者等が代理記入を手書きで行う必要性は乏しく、視覚障害の施術者も含めて大きな負担となっているという指摘があることから、代理記入は手書きでも、パソコン等での記入でも可能であることを示す事務連絡を発出する。

(3) 引き続きの検討事項

- ・ 令和3年の療養費頻度調査において往療内訳表を提出いただき、同一日・同一建物での施術の状況等を集計・分析しているところであるが、令和4年改定において、往療内訳表について施術所の施術者か出張専門の施術者かが分かるように見直しを行うとともに、さらに、令和4、5年の療養費頻度調査において、施術所の施術者と出張専門の施術者の別で施術内容等を集計・分析できるようにする（支給申請書の保健所登録区分を集計対象とする）。また、マッサージ・変形徒手矯正術の施術料の包括料金化の議論に資するデータ集計・分析、事例収集等を行う。
- ・ データの集計・分析、事例収集等ができ次第、順次、データや事例等を示して、往療料の距離加算の廃止、離島や中山間地等の地域に係る加算の創設、マッサージ・変形徒手矯正術の施術料の包括料金化とともに、同一日・同一建物での施術の場合の料金の在り方、施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入などについて、令和6年改定に向けて検討を行う。

I 不正対策

4. 往療

(2) 往療料の見直し

- ・ 現状の、**施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す改定**を行う。①
- ・ また、距離加算については、医科については平成4年に廃止されているとともに、訪問看護については昭和63年の創設当初から設けられていない。②

このため、現在の交通事情や、他の訪問で行うものの報酬を踏まえ、まずは30年改定において、**距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていく**こととし、さらに、その実施状況をみながら、激変緩和にも配慮しつつ、原則平成32年改定までに、**距離加算の廃止や施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入について検討し、結論を得る。**

- ・ 距離加算を廃止する際や訪問施術制度を導入する際には、他の制度も参考に**離島や中山間地等の地域に係る加算**について検討する。(1)の**往療内訳表についても見直し**を行う。さらに、**同一日、同一建物での施術の場合の料金のあり方**についても検討する。

技術料の引き上げ

	改定前	引上額	改定後
○あん摩マッサージ指圧			
マッサージ	285円	55円	340円
変形徒手矯正術	575円	205円	780円
○はり・きゅう			
施術料(1術)	1,300円	240円	1,540円
施術料(2術)	1,520円	60円	1,580円

① 施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す改定

② 距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていく

距離加算を往療料に振り替えて包括化

○改定前	往療料(基本額)	1,800円	距離加算2km毎に	770円
	※ 2km超	770円	4km超	1,540円
			6km超	2,310円
○改定後	往療料	2,300円	4km超	2,700円

施術報告書交付料の新設

施術報告書交付料 300円 ※平成30年10月1日～

あはき療養費の料金改定について(令和元年10月～)

令和4年2月22日あはき療養費
検討専門委員会資料

○ あん摩マッサージ指圧

○マッサージ 1局所につき 340円

※ 局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 80円 → 110円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 110円 → 150円加算

○変形徒手矯正術 1肢につき 780円 → 790円

※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

○往療料 2,300円 4km超 2,700円

○施術報告書交付料 300円

○ はり・きゅう

初回

2回目以降

○初検料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1,610円 → 1,710円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1,660円 → 1,760円

○施術料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき 1,540円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1回につき 1,580円 → 1,590円

○電療料

・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算

○往療料 2,300円 4km超 2,700円

○施術報告書交付料 300円

あはき療養費の料金改定について(令和2年12月～)

令和4年2月22日あはき療養費
検討専門委員会資料

○ あん摩マッサージ指圧

○マッサージ 1局所につき <u>340円 → 350円</u> ※ 局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢) ・温罨法を併施 1回につき 110円加算 ・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 150円加算	<p>① 施術料よりも往療料が多くなって いるという現状を見直す改定</p> <p>② 距離加算を引き下げ、施術料や 往療料に振り替えていく</p>
○変形徒手矯正術をマッサージと併施した場合 1肢につき <u>450円加算</u> ※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)	
○往療料 2,300円 4km超 <u>2,700円 → 2,550円</u>	
○施術報告書交付料 <u>300円 → 460円</u>	

○ はり・きゅう

初回	2回目以降
○初検料 ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 <u>1,710円 → 1,770円</u> ② 2術(はり、きゅう併用)の場合 <u>1,760円 → 1,850円</u>	
○施術料 ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 <u>1回につき 1,540円 → 1,550円</u> ② 2術(はり、きゅう併用)の場合 <u>1回につき 1,590円 → 1,610円</u>	
○電療料 ・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算	
○往療料 2,300円 4km超 <u>2,700円 → 2,550円</u>	
○施術報告書交付料 <u>300円 → 460円</u>	

あはき療養費の料金改定について(令和4年6月～)

令和4年5月6日あはき療養費
検討専門委員会資料

○ あん摩マッサージ指圧

○マッサージ 1局所につき 350円

※ 対象は最大5部位：局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 110円加算 → 125円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 150円加算 → 160円加算

○変形徒手矯正術をマッサージと併施した場合 1肢につき 450円加算

※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

○往療料 2,300円 4km超 2,550円

○施術報告書交付料 460円 → 480円

○ はり・きゅう

初回

2回目以降

○初検料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1,770円 → 1,780円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1,850円 → 1,860円

○施術料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき 1,550円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1回につき 1,610円

○電療料

・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算 → 34円加算

○往療料 2,300円 4km超 2,550円

○施術報告書交付料 460円 → 480円

療養費				〔参考〕診療報酬(医科)	
改定年月	柔道整復	あん摩マッサージ	はり・きゅう	改定年月	医科
平成26年4月	(消費税率引上げに伴う改定 0.68%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.68%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.68%)	平成26年4月	(消費税率引上げに伴う改定 本体+薬価 1.36%)
平成28年10月	0.28%	0.28%	0.28%	平成28年4月	0.56%
平成30年6月	0.32%	0.32%	0.32%	平成30年4月	0.63%
令和元年10月	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	令和元年10月	(消費税率引上げに伴う改定 本体+薬価 0.88%)
令和2年6月	0.27%	令和2年12月に改定 0.27%	令和2年12月に改定 0.27%	令和2年4月	0.53%
令和4年6月	0.13%	0.13%	0.13%	令和4年4月	0.26%

1. 診療報酬 + 0. 4 3 %

※1 うち、※2～5を除く改定分 + 0. 2 3 %

各科改定率	医科	+ 0. 2 6 %
	歯科	+ 0. 2 9 %
	調剤	+ 0. 0 8 %

※2 うち、看護の処遇改善のための特例的な対応 + 0. 2 0 %

※3 うち、リフィル処方箋（反復利用できる処方箋）の導入・活用促進による効率化 ▲ 0. 1 0 %（症状が安定している患者について、医師の処方により、医療機関に行かずとも、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる、分割調剤とは異なる実効的な方策を導入することにより、再診の効率化につなげ、その効果について検証を行う）

※4 うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応 + 0. 2 0 %

※5 うち、小児の感染防止対策に係る加算措置（医科分）の期限到来 ▲ 0. 1 0 %
なお、歯科・調剤分については、感染防止等の必要な対応に充てるものとする。

2. 薬価等

① 薬価 ▲ 1. 3 5 %

※1 うち、実勢価等改定 ▲ 1. 4 4 %

※2 うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応 + 0. 0 9 %

② 材料価格 ▲ 0. 0 2 %

なお、上記のほか、新型コロナ感染拡大により明らかになった課題等に対応するため、良質な医療を効率的に提供する体制の整備等の観点から、次の項目について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進める。

- ・ 医療機能の分化・強化、連携の推進に向けた、提供されている医療機能や患者像の実態に即した、看護配置 7 対 1 の入院基本料を含む入院医療の評価の適正化
- ・ 在院日数を含めた医療の標準化に向けた、DPC制度の算定方法の見直し等の更なる包括払いの推進
- ・ 医師の働き方改革に係る診療報酬上の措置について実効的な仕組みとなるよう見直し
- ・ 外来医療の機能分化・連携に向けた、かかりつけ医機能に係る診療報酬上の措置の実態に即した適切な見直し
- ・ 費用対効果を踏まえた後発医薬品の調剤体制に係る評価の見直し
- ・ 薬局の収益状況、経営の効率性等も踏まえた多店舗を有する薬局等の評価の適正化
- ・ OTC類似医薬品等の既収載の医薬品の保険給付範囲の見直しなど、薬剤給付の適正化の観点からの湿布薬の処方の適正化

あはき療養費の推移

令和4年3月24日あはき療養費検討専門委員会資料

- あはき療養費については、令和元年度は、はり・きゅうが437億円、あん摩マッサージ指圧が750億円。
- 近年伸びが鈍化傾向にあったが、令和元年度の対前年度伸び率は、はり・きゅうが+6.2%、あん摩マッサージ指圧が+2.4%。

(金額：億円)

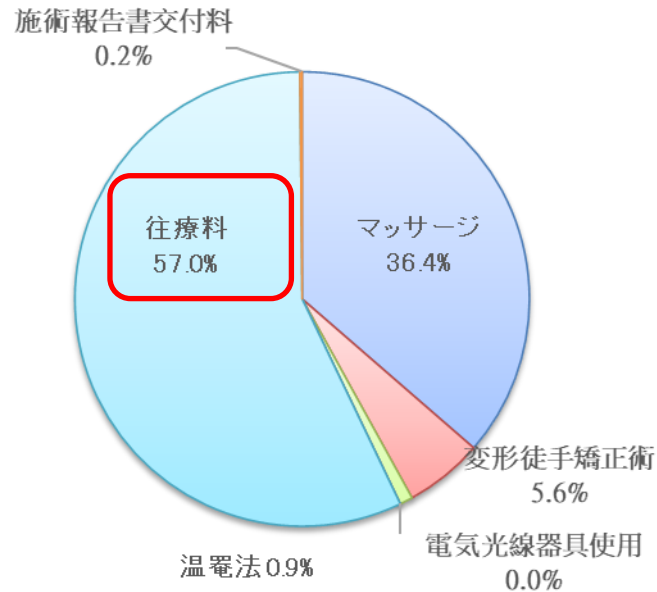
区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国民医療費	385,850	392,117	400,610	408,071	423,644	421,381	430,710	433,949	443,895
対前年度伸び率	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%
柔道整復	4,085 (5,099万件)	3,985 (5,178万件)	3,855 (5,152万件)	3,825 (5,137万件)	3,789 (5,158万件)	3,636 (5,039万件)	3,437 (4,859万件)	3,278 (4,708万件)	3,178 (4,626万件)
対前年度伸び率	0.4%	-2.5%	-3.2%	-0.8%	-0.9%	-4.0%	-5.5%	-4.6%	-3.0%
はり・きゅう	352 (249万件)	358 (254万件)	365 (254万件)	380 (260万件)	394 (261万件)	407 (263万件)	411 (263万件)	411 (257万件)	437 (269万件)
対前年度伸び率	11.7%	1.8%	1.8%	4.3%	3.6%	3.4%	1.1%	-0.1%	6.2%
マッサージ	560 (190万件)	610 (209万件)	637 (219万件)	670 (229万件)	700 (237万件)	707 (240万件)	727 (245万件)	733 (240万件)	750 (245万件)
対前年度伸び率	8.5%	9.0%	4.5%	5.2%	4.4%	1.0%	2.7%	0.8%	2.4%
治療用装具	396 (123万件)	406 (127万件)	405 (127万件)	421 (130万件)	425 (130万件)	438 (132万件)	443 (135万件)	452 (135万件)	455 (136万件)
対前年度伸び率	2.3%	2.6%	-0.4%	4.0%	1.1%	3.0%	1.2%	2.0%	0.7%

(注) 厚生労働省保険局調査課とりまとめの推計

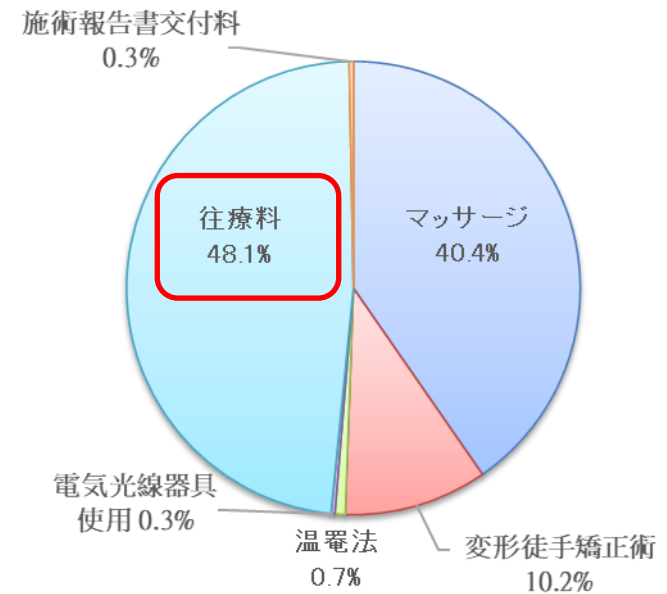
あん摩マッサージ指圧療養費(金額)の内訳

○ 往療料の割合は低下しているが、依然として往療料が半数近くを占めている状況であった。

令和2年



令和4年



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和2年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

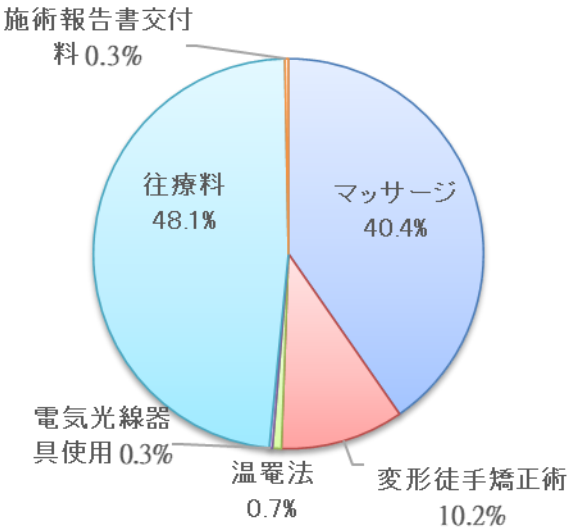
あん摩マッサージ指圧療養費(金額)の内訳 (制度別)

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

○ 令和4年10月分の支給において、マッサージ施術料よりも往療料が多い状況であった。

令和4年

令和4年10月分	合計	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者 医療制度
マッサージ	40.4%	45.2%	39.6%	40.1%	40.3%
変形徒手矯正術	10.2%	10.5%	9.2%	10.5%	10.2%
温罨法	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%
電気光線器具使用	0.3%	1.0%	0.3%	0.3%	0.2%
往療料	48.1%	42.3%	49.9%	48.0%	48.3%
施術報告書交付料	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



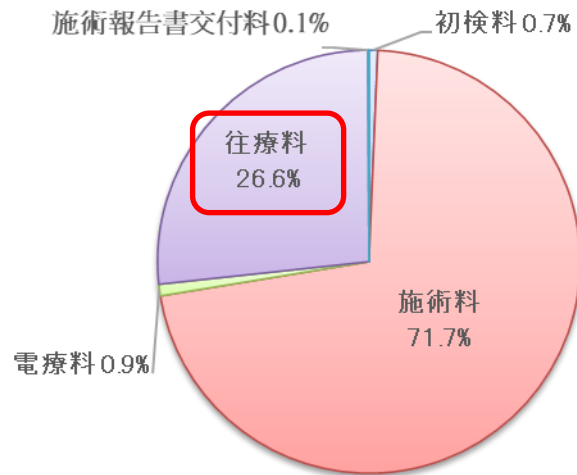
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

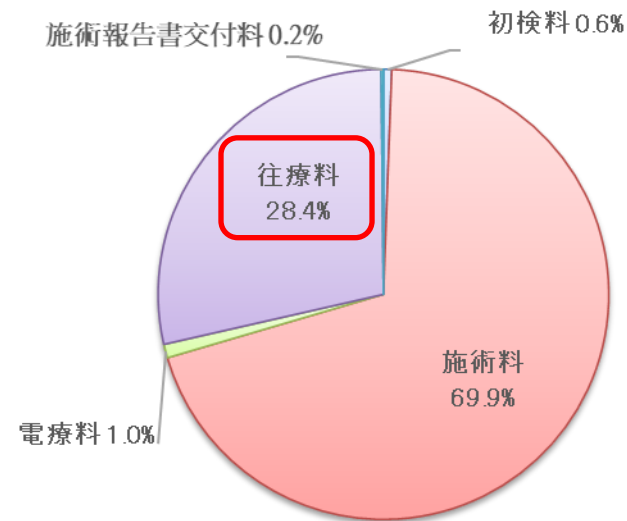
はり・きゅう療養費(金額)の内訳

○ 往療料の割合は微増しているが、依然として施術料が往療料よりも多い状況であった。

令和2年



令和4年



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書
(令和2年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書
(令和4年10月分)を基に分析

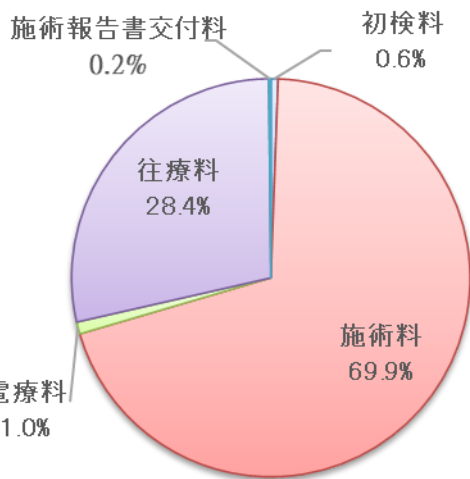
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

はり・きゅう療養費(金額)の内訳 (制度別)

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

○ 令和4年10月分の支給において、いずれの制度でも往療料より施術料が多い状況であった。

令和4年



令和4年10月分	合計	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者 医療制度
初検料	0.6%	0.9%	0.9%	0.8%	0.4%
施術料	69.9%	93.8%	88.3%	76.5%	59.7%
電療料	1.0%	1.5%	1.4%	1.1%	0.8%
往療料	28.4%	3.6%	9.2%	21.4%	39.0%
施術報告書交付料	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費、はり・きゅう療養費における往療料の金額割合、患者割合

令和5年7月14日 あはき療養費
検討専門委員会資料

○ あん摩マッサージ指圧に係る療養費では、療養費全体に占める往療料の割合は50%近くあり、往療料を算定する患者の割合も依然として、全体の80%を超えている。

※「平均回数」は、往療料の延べ算定回数を、往療料算定の支給申請書件数により除した回数

令和4年10月分 保険者別	あん摩マッサージ指圧		
	金額ベース	件数ベース	平均回数
全国健康保険協会 管掌健康保険（被保険者）	42.3%	56.5%	6.77回
全国健康保険協会 管掌健康保険（被扶養者）	49.9%	82.9%	6.72回
国民健康保険	48.0%	81.8%	6.62回
後期高齢者医療制度	48.3%	89.3%	6.03回
合計	48.1%	87.0%	6.14回

令和4年10月分 保険者別	はり・きゅう		
	金額ベース	件数ベース	平均回数
全国健康保険協会 管掌健康保険（被保険者）	3.6%	1.9%	7.25回
全国健康保険協会 管掌健康保険（被扶養者）	9.2%	6.4%	6.13回
国民健康保険	21.4%	16.9%	7.10回
後期高齢者医療制度	39.0%	50.6%	6.65回
合計	28.4%	27.0%	6.71回

※ 厚生労働省保険局医療課調べ（療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析）

- ・あん摩マッサージ指圧療養費支給申請書
- ・はり・きゅう療養費支給申請書
- ・全国健康保険協会管掌健康保険 1/1、
- ・全国健康保険協会管掌健康保険 1/6、
- ・国民健康保険 1/5、
- ・国民健康保険 1/10、
- ・後期高齢者医療制度 1/10
- ・後期高齢者医療制度 1/10

往療料の保険者別・年齢区分別算定件数割合(あん摩マッサージ指圧／制度別)

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

- あん摩マッサージ指圧療養費の往療料を算定している患者について算定**件数**は、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者、被扶養者並びに国民健康保険で70歳～74歳が一番多い。
- 後期高齢者医療制度では、ほぼ全てが往療料を算定していることから、平均的に分布。

令和4年10月分	全国健康保険協会管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者医療制度
0-4歳	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%
5-9歳	0.1%	1.6%	0.1%	0.0%
10-14歳	0.1%	2.2%	0.1%	0.0%
15-19歳	0.2%	2.8%	0.1%	0.0%
20-24歳	0.7%	3.2%	0.4%	0.0%
25-29歳	1.0%	4.2%	0.6%	0.0%
30-34歳	1.3%	3.2%	0.8%	0.0%
35-39歳	2.1%	3.8%	1.9%	0.0%
40-44歳	3.0%	3.9%	2.6%	0.0%
45-49歳	6.5%	4.1%	4.1%	0.0%
50-54歳	9.9%	7.2%	6.7%	0.0%
55-59歳	11.3%	11.7%	9.1%	0.0%
60-64歳	14.5%	16.9%	15.0%	0.0%
65-69歳	15.9%	13.8%	17.4%	1.1%
70-74歳	31.0%	20.0%	38.2%	2.5%
75-79歳	2.4%	0.6%	2.8%	16.3%
80-84歳	0.0%	0.0%	0.0%	22.7%
85-89歳	0.0%	0.0%	0.0%	27.6%
90-94歳	0.0%	0.0%	0.0%	21.0%
95-100歳	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%
100歳超	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

往療料の保険者別・年齢区分別算定金額割合(あん摩マッサージ指圧／制度別)

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

- あん摩マッサージ指圧療養費の往療料を算定している患者について算定金額は、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者、被扶養者並びに国民健康保険で70歳～74歳が一番多い。
- 後期高齢者医療制度では、ほぼ全てが往療料を算定していることから、平均的に分布。

令和4年10月分	全国健康保険協会管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者医療制度
0-4歳	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%
5-9歳	0.1%	1.0%	0.1%	0.0%
10-14歳	0.1%	1.7%	0.1%	0.0%
15-19歳	0.2%	2.5%	0.1%	0.0%
20-24歳	0.8%	2.9%	0.3%	0.0%
25-29歳	1.2%	3.7%	0.6%	0.0%
30-34歳	0.9%	3.4%	0.8%	0.0%
35-39歳	2.2%	4.2%	1.7%	0.0%
40-44歳	3.1%	4.3%	2.3%	0.0%
45-49歳	5.9%	4.6%	3.8%	0.0%
50-54歳	10.1%	7.7%	7.5%	0.0%
55-59歳	11.7%	13.0%	9.6%	0.0%
60-64歳	16.9%	17.5%	17.0%	0.0%
65-69歳	16.3%	14.3%	17.3%	1.4%
70-74歳	28.3%	18.3%	36.6%	3.0%
75-79歳	2.1%	0.6%	2.3%	17.4%
80-84歳	0.0%	0.0%	0.0%	23.8%
85-89歳	0.0%	0.0%	0.0%	27.2%
90-94歳	0.0%	0.0%	0.0%	19.7%
95-100歳	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%
100歳超	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

往療料の保険者別・年齢区分別算定件数割合(はり・きゅう／制度別)

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

- はり・きゅう療養費の往療料を算定している患者について算定件数は、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者、被扶養者並びに国民健康保険で70歳～74歳が一番多い。
- 後期高齢者医療制度では、ほぼ全てが往療料を算定していることから、平均的に分布。

令和4年10月分	全国健康保険協会管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者医療制度
0-4歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5-9歳	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%
10-14歳	0.0%	1.6%	0.5%	0.0%
15-19歳	0.0%	5.7%	0.1%	0.0%
20-24歳	1.7%	4.1%	0.2%	0.0%
25-29歳	0.8%	2.4%	0.3%	0.0%
30-34歳	1.7%	0.8%	1.2%	0.0%
35-39歳	2.5%	4.1%	1.5%	0.0%
40-44歳	2.5%	8.1%	1.9%	0.0%
45-49歳	8.3%	6.5%	5.1%	0.0%
50-54歳	11.7%	4.9%	5.2%	0.0%
55-59歳	9.2%	8.1%	7.1%	0.0%
60-64歳	14.2%	13.0%	14.1%	0.0%
65-69歳	14.2%	13.8%	18.5%	0.9%
70-74歳	31.7%	26.8%	42.3%	2.3%
75-79歳	1.7%	0.0%	1.9%	15.4%
80-84歳	0.0%	0.0%	0.0%	24.9%
85-89歳	0.0%	0.0%	0.0%	29.6%
90-94歳	0.0%	0.0%	0.0%	20.2%
95-100歳	0.0%	0.0%	0.0%	6.2%
100歳超	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

往療料の保険者別・年齢区分別算定金額割合(はり・きゅう／制度別)

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

- はり・きゅう療養費の往療料を算定している患者について算定金額は、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者、被扶養者並びに国民健康保険で70歳～74歳が一番多い。
- 後期高齢者医療制度では、ほぼ全てが往療料を算定していることから、平均的に分布。

令和4年10月分	全国健康保険協会管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者医療制度
0-4歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5-9歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10-14歳	0.0%	0.7%	0.4%	0.0%
15-19歳	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%
20-24歳	2.0%	3.7%	0.4%	0.0%
25-29歳	0.6%	2.2%	0.5%	0.0%
30-34歳	1.0%	0.5%	1.6%	0.0%
35-39歳	1.5%	7.8%	1.4%	0.0%
40-44歳	3.1%	7.0%	1.9%	0.0%
45-49歳	11.6%	10.0%	5.6%	0.0%
50-54歳	12.7%	6.0%	6.1%	0.0%
55-59歳	8.0%	8.8%	8.5%	0.0%
60-64歳	15.6%	15.1%	14.9%	0.0%
65-69歳	10.2%	11.8%	17.9%	1.1%
70-74歳	32.3%	23.4%	39.3%	2.7%
75-79歳	1.4%	0.0%	1.6%	16.1%
80-84歳	0.0%	0.0%	0.0%	25.5%
85-89歳	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%
90-94歳	0.0%	0.0%	0.0%	18.9%
95-100歳	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%
100歳超	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

- 「施術部位数に応じた報酬」が施術部位数を多くする方向に影響している可能性がある。
- マッサージとは別で算定されていた変形徒手矯正術について、令和2年12月の施術分からマッサージと併施した場合の加算という位置づけに変更したことにより、マッサージの平均部位数を多くしている要因となっている可能性がある。

【あん摩マッサージ指圧】(最大で5部位)

令和4年10月分	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	平均部位数
令和2年	16.2%	5.8%	18.7%	5.3%	54.0%	3.75
令和3年	1.1%	4.3%	15.2%	6.1%	73.4%	4.46
令和4年	0.9%	3.8%	14.2%	5.5%	75.6%	4.51

【変形徒手矯正術】(最大で4肢)

令和4年10月分	1肢	2肢	3肢	4肢	平均部位数
令和2年	3.7%	29.0%	5.1%	62.2%	3.26
令和3年	3.0%	27.8%	5.4%	63.8%	3.30
令和4年	2.5%	27.5%	5.4%	64.6%	3.32

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和元年から令和4年までの各年10月分を基に分析)

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

※「平均部位数」は、延べ施術部位数を、対象の支給申請書件数により除した数

○ 各制度とも、マッサージの約7割強が最大5部位、変形徒手矯正術の約6割強が最大4肢の施術である。

【あん摩マッサージ指圧】(最大で5部位)

令和4年10月分	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	平均部位数
全国健康保険協会 管掌健康保険(被保険者)	2.0%	7.5%	18.9%	7.5%	64.2%	4.24
全国健康保険協会 管掌健康保険(被扶養者)	1.3%	4.0%	14.5%	6.5%	73.7%	4.47
国民健康保険	1.0%	4.1%	15.4%	5.9%	73.7%	4.47
後期高齢者医療制度	0.8%	3.6%	13.8%	5.4%	76.4%	4.53
合計	0.9%	3.8%	14.2%	5.5%	75.6%	4.51

【変形徒手矯正術】(最大で4肢)

令和4年10月分	1肢	2肢	3肢	4肢	平均部位数
全国健康保険協会 管掌健康保険(被保険者)	3.0%	27.5%	4.4%	65.1%	3.32
全国健康保険協会 管掌健康保険(被扶養者)	2.5%	23.4%	5.0%	69.1%	3.41
国民健康保険	2.5%	30.0%	5.0%	62.5%	3.28
後期高齢者医療制度	2.5%	27.3%	5.5%	64.7%	3.32
合計	2.5%	27.5%	5.4%	64.6%	3.32

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和元年から令和4年までの各年10月分を基に分析)

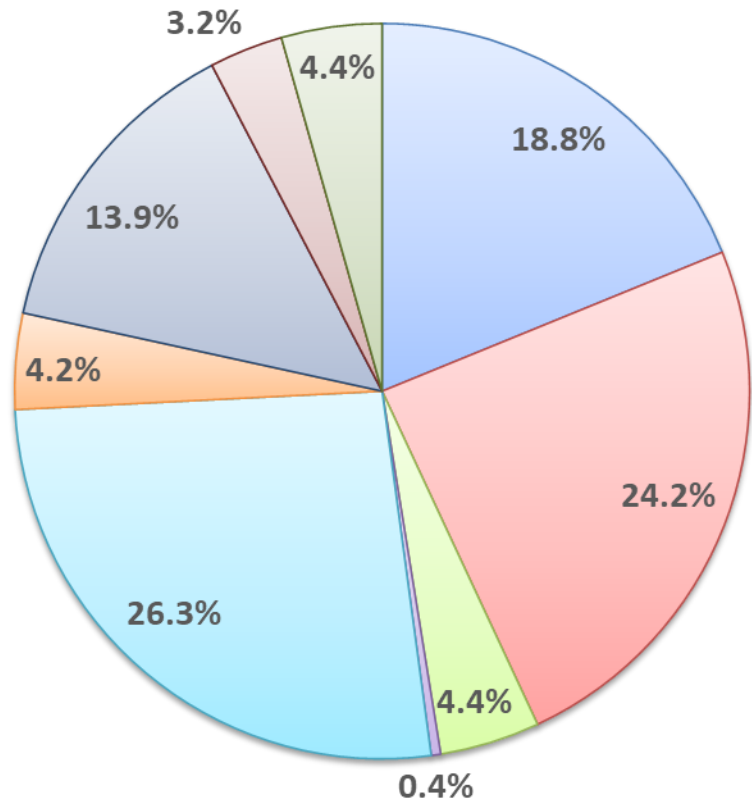
・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

※「平均部位数」は、延べ施術部位数を、対象の支給申請書件数により除した数

あん摩マッサージ指圧療養費の症状別・傷病名別の患者割合

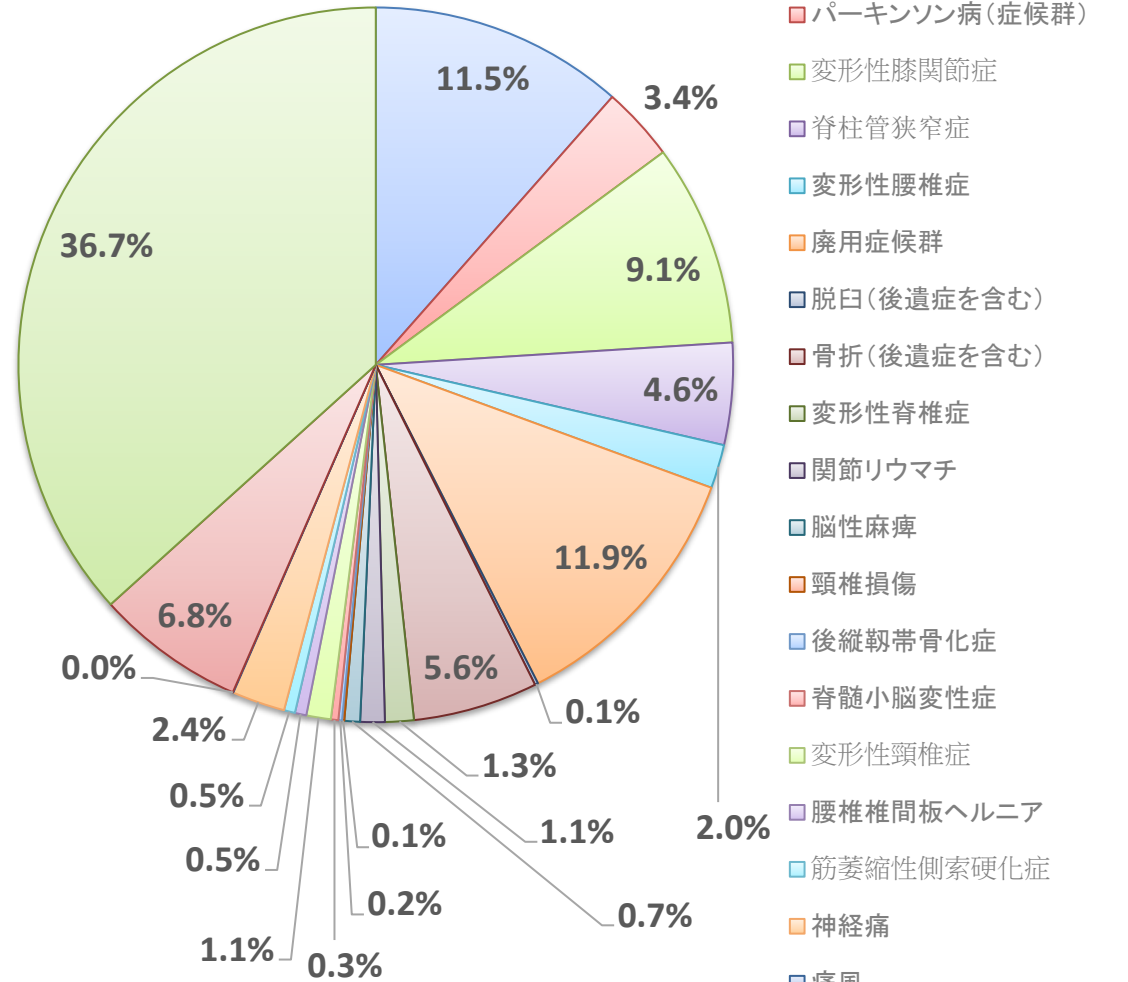
令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

症状別割合



- 筋麻痺
- 筋固縮
- 筋力低下
- 関節拘縮
- 筋萎縮
- その他の麻痺
- 片麻痺
- 運動機能障害
- その他の症状

傷病名別割合



- 脳血管疾患(後遺症を含む)
- パーキンソン病(症候群)
- 変形性膝関節症
- 脊柱管狭窄症
- 変形性腰椎症
- 廃用症候群
- 脱臼(後遺症を含む)
- 骨折(後遺症を含む)
- 変形性脊椎症
- 関節リウマチ
- 脳性麻痺
- 頸椎損傷
- 後縦靭帯骨化症
- 脊髄小脳変性症
- 変形性頸椎症
- 腰椎椎間板ヘルニア
- 筋萎縮性側索硬化症
- 神経痛
- 痛風
- 腰痛症・腰痛
- その他の傷病名

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・国民健康保険 1/5
- ・後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費の症状別・傷病名別の患者割合(あん摩マッサージ指圧)

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

症状別割合(あん摩マッサージ指圧)

令和4年10月		患者割合 (%)	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	平均 (部位数)
症状								
	筋麻痺	18.8%	0.1%	0.4%	2.7%	1.0%	14.6%	4.56
	関節拘縮	24.2%	0.1%	1.0%	3.5%	1.5%	18.1%	4.50
	片麻痺	4.4%	0.1%	0.5%	1.4%	0.4%	2.1%	3.88
	筋固縮	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	4.51
	筋萎縮	26.3%	0.2%	1.1%	3.9%	1.2%	19.9%	4.50
	運動機能障害	4.2%	0.0%	0.1%	0.4%	0.2%	3.6%	4.71
	筋力低下	13.9%	0.0%	0.4%	1.3%	0.7%	11.4%	4.66
	その他の麻痺	3.2%	0.0%	0.1%	0.6%	0.2%	2.2%	4.40
	その他の症状	4.4%	0.0%	0.2%	0.6%	0.3%	3.3%	4.55
	合計	100.0%	0.6%	3.8%	14.5%	5.6%	75.5%	4.52

傷病名別割合(あん摩マッサージ指圧)

令和4年10月		患者割合 (%)	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	平均 (部位数)
疾病名								
	脳血管疾患(後遺症を含む)	11.5%	0.1%	0.7%	2.1%	0.9%	7.7%	4.36
	パーキンソン病(症候群)	3.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	3.0%	4.81
	変形性膝関節症	9.1%	0.1%	0.6%	1.5%	0.7%	6.2%	4.34
	脊柱管狭窄症	4.6%	0.1%	0.2%	0.9%	0.2%	3.2%	4.33
	変形性腰椎症	2.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	1.5%	4.51
	廃用症候群	11.9%	0.0%	0.2%	1.1%	0.5%	10.1%	4.72
	脱臼(後遺症を含む)	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	4.69
	骨折(後遺症を含む)	5.6%	0.1%	0.3%	0.8%	0.4%	4.1%	4.42
	変形性脊椎症	1.3%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	1.0%	4.50
	関節リウマチ	1.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.8%	4.53
	脳性麻痺	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	4.78
	頸椎損傷	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	4.56
	後縦靱帯骨化症	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	4.64
	脊髄小脳変性症	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	4.80
	変形性頸椎症	1.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.8%	4.53
	腰椎椎間板ヘルニア	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	4.49
	筋萎縮性側索硬化症	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	4.90
	神経痛	2.4%	0.0%	0.2%	0.4%	0.1%	1.7%	4.35
	痛風	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.64
	腰痛症・腰痛	6.8%	0.2%	0.1%	1.6%	0.2%	4.6%	4.33
	その他の傷病名	36.7%	0.3%	1.4%	4.4%	1.7%	28.8%	4.56
	合計	100.0%	1.0%	3.9%	14.0%	5.5%	75.6%	4.51

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・国民健康保険

1/5 ・後期高齢者医療制度

1/10

あん摩マッサージ指圧療養費の症状別・傷病名別の患者割合(変形徒手矯正術)

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

症状別割合(変形徒手矯正術)

令和4年10月		患者割合 (%)	患者割合				平均 (部位数)
			1肢	2肢	3肢	4肢	
症状	筋麻痺	17.0%	0.4%	4.6%	0.7%	11.2%	3.34
	関節拘縮	34.6%	1.0%	9.9%	1.4%	22.2%	3.30
	片麻痺	3.9%	0.0%	2.3%	0.3%	1.3%	2.74
	筋固縮	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	3.69
	筋萎縮	20.4%	0.4%	6.1%	1.6%	12.4%	3.27
	運動機能障害	4.9%	0.2%	0.9%	0.2%	3.7%	3.48
	筋力低下	12.2%	0.3%	3.3%	0.6%	8.0%	3.34
	その他の麻痺	2.7%	0.1%	0.8%	0.5%	1.3%	3.12
	その他の症状	4.1%	0.1%	0.8%	0.3%	2.8%	3.44
	合計	100.0%	2.5%	28.8%	5.6%	63.1%	3.29

傷病名別割合(変形徒手矯正術)

令和4年10月		患者割合 (%)	患者割合				平均 (部位数)
			1肢	2肢	3肢	4肢	
疾病名	脳血管疾患(後遺症を含む)	12.2%	0.3%	4.4%	0.9%	6.7%	3.14
	パーキンソン病(症候群)	3.0%	0.1%	0.4%	0.1%	2.4%	3.56
	変形性膝関節症	9.0%	0.1%	3.1%	0.7%	5.1%	3.21
	脊柱管狭窄症	3.4%	0.2%	0.9%	0.1%	2.1%	3.21
	変形性腰椎症	1.6%	0.0%	0.2%	0.1%	1.3%	3.60
	廃用症候群	15.7%	0.5%	3.6%	0.5%	11.2%	3.42
	脱臼(後遺症を含む)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.50
	骨折(後遺症を含む)	6.4%	0.4%	1.6%	0.5%	4.0%	3.25
	変形性脊椎症	1.2%	0.0%	0.4%	0.0%	0.8%	3.28
	関節リウマチ	1.2%	0.0%	0.3%	0.1%	0.8%	3.33
	脳性麻痺	0.6%	0.0%	0.1%	0.0%	0.5%	3.74
	頸椎損傷	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	3.79
	後縦靭帯骨化症	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	4.00
	脊髄小脳変性症	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	3.57
	変形性頸椎症	1.2%	0.0%	0.3%	0.1%	0.8%	3.38
	腰椎椎間板ヘルニア	0.4%	0.0%	0.2%	0.1%	0.2%	3.10
	筋萎縮性側索硬化症	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	3.94
	神経痛	1.2%	0.0%	0.2%	0.1%	0.9%	3.56
	痛風	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.00
	腰痛症・腰痛	4.3%	0.2%	1.2%	0.1%	2.8%	3.31
	その他の傷病名	37.2%	0.6%	9.7%	1.8%	25.1%	3.38
	合計	100.0%	2.5%	26.6%	5.2%	65.7%	3.34

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1/1

・国民健康保険

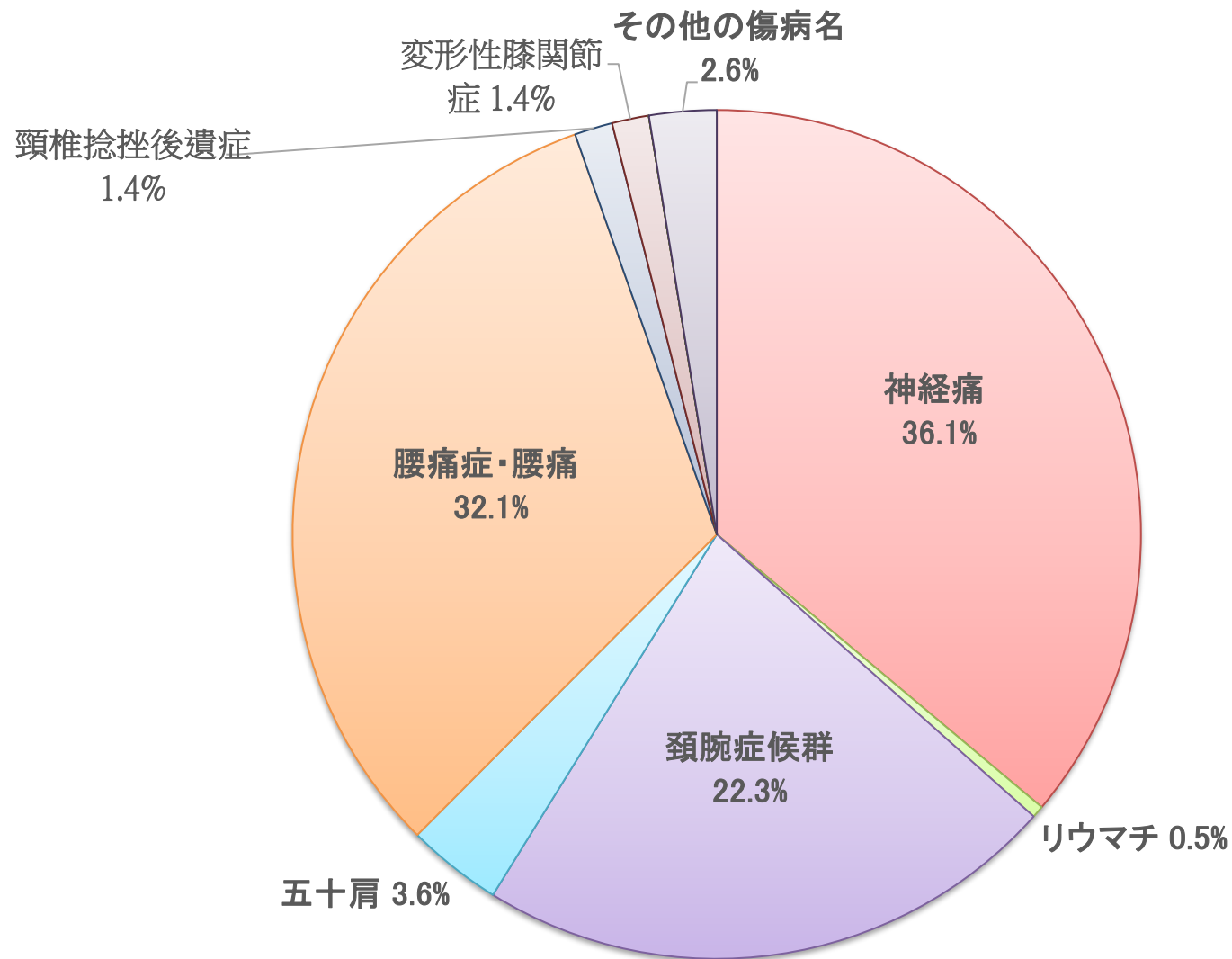
1/5

・後期高齢者医療制度

1/10

はり・きゅう療養費の傷病名別の患者割合

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・国民健康保険 1/10
- ・後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数状況（マッサージ）～

○ あん摩マッサージ指圧の施術部位は5部位（躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、7割を超える患者が5部位の施術を受けており、一人の患者に係る平均施術部位数は「4.4部位」である。
※平均施術部位数は、延べ施術部位数を対象の支給申請書の数で除して算出。

部位数別算定割合（あん摩マッサージ指圧）

【全年齢における算定回数割合】

令和4年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.2%	0.6%	2.0%	0.8%	9.4%	13.0%	4.44
70歳～74歳（2割）	0.1%	0.4%	1.3%	0.5%	5.7%	8.0%	4.42
75歳～（1割）	0.6%	2.8%	10.8%	4.2%	60.4%	78.9%	4.53
合計	0.9%	3.8%	14.2%	5.5%	75.6%	100.0%	4.51

【年齢区分別の算定回数割合】

令和4年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数
0歳～69歳（3割）	1.2%	4.5%	15.7%	6.3%	72.4%	100.0%	100.0%
70歳～74歳（2割）	1.1%	5.2%	16.1%	6.3%	71.3%	100.0%	100.0%
75歳～（1割）	0.8%	3.5%	13.7%	5.3%	76.6%	100.0%	100.0%
合計	0.9%	3.8%	14.2%	5.5%	75.6%	100.0%	100.0%

《全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）》

《全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）》

《国民健康保険》

《後期高齢者医療制度》

令和4年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数							
0歳～69歳（3割）	1.8%	6.2%	15.2%	5.9%	46.8%	76.0%	4.18	1.0%	3.0%	11.4%	4.9%	59.4%	79.7%	4.49	0.5%	2.0%	8.6%	3.3%	44.1%	58.6%	4.51	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.7%	1.0%	4.45
70歳～74歳（2割）	0.1%	1.1%	3.3%	1.4%	16.6%	22.5%	4.48	0.3%	1.0%	3.1%	1.5%	13.6%	19.6%	4.39	0.4%	2.0%	6.3%	2.5%	27.4%	38.6%	4.41	0.0%	0.1%	0.4%	0.1%	1.7%	2.4%	4.41
75歳～（1割）	0.0%	0.1%	0.4%	0.2%	0.8%	1.5%	4.05	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.7%	4.86	0.0%	0.0%	0.5%	0.1%	2.2%	2.8%	4.55	0.8%	3.4%	13.3%	5.2%	74.0%	96.6%	4.53
合計	2.0%	7.5%	18.9%	7.5%	64.2%	100.0%	4.24	1.3%	4.0%	14.5%	6.5%	73.7%	100.0%	4.47	1.0%	4.1%	15.4%	5.9%	73.7%	100.0%	4.47	0.8%	3.6%	13.8%	5.4%	76.4%	100.0%	4.53

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析
 ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数状況（マッサージ／往療）～

○ あん摩マッサージ指圧の施術部位は5部位（躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、**往療**では7割を超える患者が5部位の施術を受けており、一人の患者に係る平均施術部位数は「4.5部位」である。

※平均施術部位数は、延べ施術部位数を対象の支給申請書の数で除して算出。

部位数別算定割合（あん摩マッサージ指圧／往療）

【全年齢における算定回数割合（往療）】

令和4年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.1%	0.4%	1.6%	0.6%	8.9%	11.6%	4.54
70歳～74歳（2割）	0.1%	0.4%	1.3%	0.5%	5.6%	7.8%	4.44
75歳～（1割）	0.6%	2.8%	11.0%	4.1%	62.1%	80.6%	4.54
合計	0.8%	3.5%	13.9%	5.2%	76.6%	100.0%	4.53

【年齢区分別の算定回数割合（往療）】

令和4年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.6%	3.4%	13.9%	5.6%	76.6%	100.0%	
70歳～74歳（2割）	0.9%	4.8%	16.2%	6.0%	72.1%	100.0%	
75歳～（1割）	0.8%	3.4%	13.6%	5.1%	77.0%	100.0%	
合計	0.8%	3.5%	13.9%	5.2%	76.6%	100.0%	

《全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）》

令和4年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.7%	2.7%	9.8%	3.8%	49.6%	66.5%	4.49
70歳～74歳（2割）	0.1%	1.7%	3.9%	1.8%	23.6%	31.0%	4.52
75歳～（1割）	0.0%	0.1%	0.7%	0.2%	1.4%	2.4%	4.18
合計	0.7%	4.5%	14.4%	5.8%	74.5%	100.0%	4.49

《全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）》

1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数
0.5%	2.6%	10.0%	4.7%	61.4%	79.3%	4.56
0.4%	0.9%	2.9%	1.4%	14.4%	20.0%	4.42
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.7%	5.00
0.9%	3.6%	12.9%	6.1%	76.5%	100.0%	4.54

《国民健康保険》

1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数
0.3%	1.8%	8.2%	3.0%	45.8%	59.1%	4.56
0.3%	1.7%	6.6%	2.3%	27.3%	38.1%	4.43
0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	2.2%	2.8%	4.62
0.6%	3.5%	15.2%	5.4%	75.3%	100.0%	4.51

《後期高齢者医療制度》

1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数
0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.8%	1.1%	4.46
0.0%	0.1%	0.4%	0.1%	1.8%	2.5%	4.43
0.8%	3.3%	13.1%	4.9%	74.3%	96.4%	4.54
0.8%	3.5%	13.7%	5.2%	76.8%	100.0%	4.54

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析
 ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数状況（マッサージ／通所）～

○ あん摩マッサージ指圧の施術部位は5部位（躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、**通所**では6割を超える患者が5部位の施術を受けており、一人の患者に係る平均施術部位数は「4.4部位」である。

※平均施術部位数は、延べ施術部位数を対象の支給申請書の数で除して算出。

部位数別算定割合（あん摩マッサージ指圧／通所）

【全年齢における算定回数割合（通所）】

令和4年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.8%	1.9%	5.0%	2.0%	13.0%	22.7%	4.09
70歳～74歳（2割）	0.2%	0.8%	1.5%	0.8%	6.7%	10.0%	4.29
75歳～（1割）	0.7%	2.9%	9.9%	4.8%	49.1%	67.4%	4.47
合計	1.6%	5.6%	16.4%	7.6%	68.7%	100.0%	4.36

【年齢区分別の算定回数割合（通所）】

令和4年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数
0歳～69歳（3割）	3.4%	8.3%	22.1%	8.9%	57.4%	100.0%	
70歳～74歳（2割）	2.3%	7.7%	15.2%	8.0%	66.8%	100.0%	
75歳～（1割）	1.0%	4.3%	14.7%	7.2%	72.8%	100.0%	
合計	1.6%	5.6%	16.4%	7.6%	68.7%	100.0%	

《全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）》

《全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）》

《国民健康保険》

《後期高齢者医療制度》

令和4年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		平均部位数							
0歳～69歳（3割）	3.4%	10.8%	22.2%	8.6%	43.2%	88.2%	3.88	3.4%	5.0%	18.0%	5.9%	49.3%	81.6%	4.14	1.5%	3.0%	10.5%	4.7%	36.3%	56.2%	4.27	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.4%	4.29
70歳～74歳（2割）	0.2%	0.4%	2.4%	0.9%	7.6%	11.5%	4.34	0.0%	1.3%	4.2%	1.9%	10.1%	17.6%	4.18	1.0%	3.4%	5.1%	3.4%	27.7%	40.7%	4.31	0.1%	0.1%	0.3%	0.1%	1.1%	1.6%	4.19
75歳～（1割）	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.3%	2.75	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.4%	0.8%	4.25	0.0%	0.3%	0.6%	0.3%	2.0%	3.2%	4.28	0.9%	4.2%	14.3%	7.0%	71.4%	97.9%	4.47
合計	3.6%	11.2%	24.7%	9.7%	50.8%	100.0%	3.93	3.4%	6.3%	22.4%	8.0%	59.8%	100.0%	4.15	2.5%	6.7%	16.3%	8.4%	66.1%	100.0%	4.29	1.0%	4.3%	14.8%	7.1%	72.8%	100.0%	4.46

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析

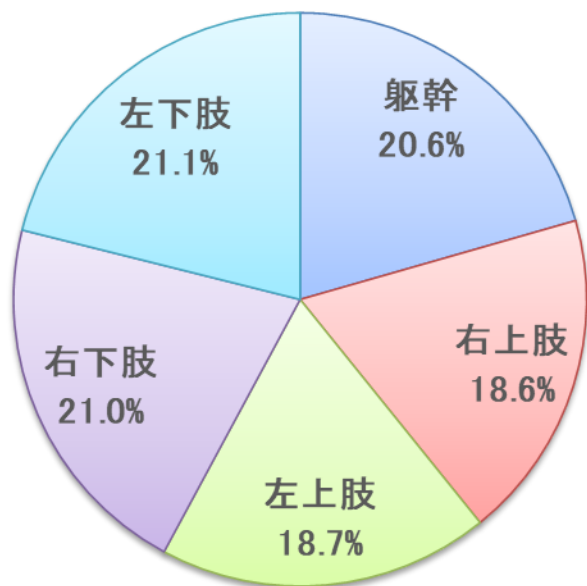
・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数状況（マッサージ／往療／部位数別）～

- あん摩マッサージ指圧の施術部位は5部位（躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、往療料を部位数別の算定回数割合で見ると、1部位を除いて両下肢の割合が最も多く、「躯幹」は1部位で5割を超え、3部位で3割を超えている。
- 3部位では、「躯幹」3割に次いで、「右下肢」及び「左下肢」が約25%あり、往療料の算定要件の「通所困難」について、「躯幹」への施術は「下肢」に併せて行われている可能性が高い。

部位数別の往療料算定回数割合
(あん摩マッサージ指圧)



【往療料の全算定における部位別・部位数別割合】※算定回数割合

令和4年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	計
躯幹	0.1%	0.1%	2.9%	0.7%	16.8%	20.6%
右上肢	0.0%	0.2%	0.6%	1.0%	16.8%	18.6%
左上肢	0.0%	0.2%	0.7%	1.0%	16.8%	18.7%
右下肢	0.0%	0.5%	2.4%	1.2%	16.8%	21.0%
左下肢	0.0%	0.6%	2.5%	1.2%	16.8%	21.1%
合計	0.2%	1.6%	9.1%	5.0%	84.1%	100.0%

【往療料の部位別の算定回数割合】

令和4年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	計
躯幹	56.7%	5.9%	31.6%	13.3%	20.0%	20.6%
右上肢	6.0%	11.6%	7.0%	19.5%	20.0%	18.6%
左上肢	5.7%	12.8%	7.6%	19.0%	20.0%	18.7%
右下肢	17.6%	33.9%	26.5%	24.3%	20.0%	21.0%
左下肢	14.1%	35.8%	27.3%	23.8%	20.0%	21.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数状況（変形徒手矯正術）～

- 変形徒手矯正術の施術部位は4部位（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、6割を超える患者が4部位の施術を受けており、一人の患者に係る平均施術部位数は「3.3部位」である。
※平均施術部位数は、延べ施術部位数を対象の支給申請書の数で除して算出。

部位数別算定割合（変形徒手矯正術）

【全年齢における算定回数割合】

令和4年	1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.3%	3.5%	0.6%	7.9%	12.4%	3.30
70歳～74歳（2割）	0.2%	2.3%	0.4%	4.3%	7.2%	3.23
75歳～（1割）	2.1%	21.6%	4.4%	52.3%	80.4%	3.33
合計	2.5%	27.5%	5.4%	64.6%	100.0%	3.32

【年齢区分別の算定回数割合】

令和4年	1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数
0歳～69歳（3割）	2.6%	28.6%	4.8%	64.0%		100.0%
70歳～74歳（2割）	2.3%	32.3%	5.4%	60.0%		100.0%
75歳～（1割）	2.6%	26.9%	5.4%	65.1%		100.0%
合計	2.5%	27.5%	5.4%	64.6%		100.0%

《全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）》

《全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）》

《国民健康保険》

《後期高齢者医療制度》

令和4年	1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数
0歳～69歳（3割）	2.4%	21.0%	3.5%	49.1%	76.0%	3.31
70歳～74歳（2割）	0.6%	6.2%	0.9%	14.7%	22.4%	3.32
75歳～（1割）	0.0%	0.3%	0.0%	1.3%	1.6%	3.60
合計	3.0%	27.5%	4.4%	65.1%	100.0%	3.32

1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数
2.4%	19.7%	3.4%	55.0%	80.4%	3.38
0.1%	3.7%	1.6%	13.7%	19.1%	3.51
0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	4.00
2.5%	23.4%	5.0%	69.1%	100.0%	3.41

1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数
1.4%	17.6%	3.0%	39.4%	61.5%	3.31
1.0%	11.8%	1.8%	21.6%	36.1%	3.22
0.0%	0.7%	0.2%	1.5%	2.4%	3.36
2.5%	30.0%	5.0%	62.5%	100.0%	3.28

1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数
0.0%	0.4%	0.1%	0.4%	0.9%	3.00
0.0%	0.8%	0.1%	1.2%	2.1%	3.16
2.5%	26.1%	5.3%	63.1%	97.0%	3.33
2.5%	27.3%	5.5%	64.7%	100.0%	3.32

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析
 ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数状況（変形徒手矯正術／往療）～

- 変形徒手矯正術の施術部位は4部位（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、**往療**では、6割を超える患者が4部位の施術を受けており、一人の患者に係る平均施術部位数は「3.3部位」である。
※平均施術部位数は、延べ施術部位数を対象の支給申請書の数で除して算出。

部位数別算定割合（変形徒手矯正術／往療）

【全年齢における算定回数割合（往療）】

令和4年	1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.3%	3.5%	0.5%	7.7%	12.0%	3.30
70歳～74歳（2割）	0.1%	2.3%	0.4%	4.3%	7.2%	3.23
75歳～（1割）	2.0%	21.8%	4.6%	52.2%	80.7%	3.33
合計	2.5%	27.7%	5.6%	64.2%	100.0%	3.32

【年齢区分別の算定回数割合（往療）】

令和4年	1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数
0歳～69歳（3割）	2.7%	28.9%	4.5%	63.9%	100.0%	
70歳～74歳（2割）	1.9%	32.5%	5.9%	59.7%	100.0%	
75歳～（1割）	2.5%	27.1%	5.7%	64.7%	100.0%	
合計	2.5%	27.7%	5.6%	64.2%	100.0%	

《全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）》

《全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）》

《国民健康保険》

《後期高齢者医療制度》

令和4年	1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数	1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数	1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数						
0歳～69歳（3割）	2.5%	20.2%	3.2%	44.3%	70.2%	3.27	2.6%	19.4%	3.5%	54.5%	79.9%	3.37	1.5%	18.1%	3.0%	40.1%	62.6%	3.30	0.0%	0.4%	0.0%	0.5%	1.0%	3.03
70歳～74歳（2割）	0.2%	8.6%	0.7%	17.7%	27.3%	3.32	0.0%	4.2%	1.7%	13.8%	19.7%	3.49	0.9%	11.5%	2.0%	20.9%	35.3%	3.22	0.0%	0.8%	0.1%	1.2%	2.2%	3.17
75歳～（1割）	0.0%	0.5%	0.0%	2.0%	2.5%	3.60	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	4.00	0.0%	0.6%	0.0%	1.5%	2.1%	3.43	2.5%	26.2%	5.5%	62.6%	96.8%	3.33
合計	2.7%	29.3%	3.9%	64.0%	100.0%	3.29	2.6%	23.5%	5.2%	68.7%	100.0%	3.40	2.4%	30.1%	4.9%	62.5%	100.0%	3.28	2.5%	27.4%	5.7%	64.4%	100.0%	3.32

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数状況（変形徒手矯正術／通所）～

- 変形徒手矯正術の施術部位は4部位（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、**通所**でも、6割を超える患者が4部位の施術を受けており、一人の患者に係る平均施術部位数は「3.4部位」である。
※平均施術部位数は、延べ施術部位数を対象の支給申請書の数で除して算出。

部位数別算定割合（変形徒手矯正術／通所）

【全年齢における算定回数割合（通所）】

令和4年	1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.3%	3.9%	0.9%	9.4%	14.5%	3.34
70歳～74歳（2割）	0.3%	2.3%	0.2%	4.5%	7.3%	3.21
75歳～（1割）	2.1%	20.4%	3.1%	52.6%	78.2%	3.36
合計	2.7%	26.6%	4.2%	66.5%	100.0%	3.35

【年齢区分別の算定回数割合（通所）】

令和4年	1肢	2肢	3肢	4肢	
0歳～69歳（3割）	2.1%	26.9%	6.1%	64.9%	100.0%
70歳～74歳（2割）	4.4%	31.6%	2.4%	61.6%	100.0%
75歳～（1割）	2.7%	26.0%	4.0%	67.3%	100.0%
合計	2.7%	26.6%	4.2%	66.5%	100.0%

《全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）》

《全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）》

《国民健康保険》

《後期高齢者医療制度》

令和4年	1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数	1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数	1肢	2肢	3肢	4肢		平均部位数						
0歳～69歳（3割）	2.2%	22.5%	4.0%	57.7%	86.3%	3.36	1.0%	21.6%	2.9%	57.8%	83.3%	3.41	1.2%	14.7%	3.5%	35.3%	54.7%	3.33	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.4%	2.50
70歳～74歳（2割）	1.3%	1.8%	1.3%	9.3%	13.7%	3.35	1.0%	1.0%	1.0%	12.7%	15.7%	3.63	1.8%	13.5%	0.6%	25.3%	41.2%	3.20	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%	1.4%	3.00
75歳～（1割）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	1.0%	4.00	0.0%	1.2%	1.2%	1.8%	4.1%	3.14	2.7%	25.6%	3.7%	66.3%	98.2%	3.36
合計	3.5%	24.2%	5.3%	67.0%	100.0%	3.36	2.0%	22.5%	3.9%	71.6%	100.0%	3.45	2.9%	29.4%	5.3%	62.4%	100.0%	3.27	2.7%	26.5%	3.9%	67.0%	100.0%	3.35

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析

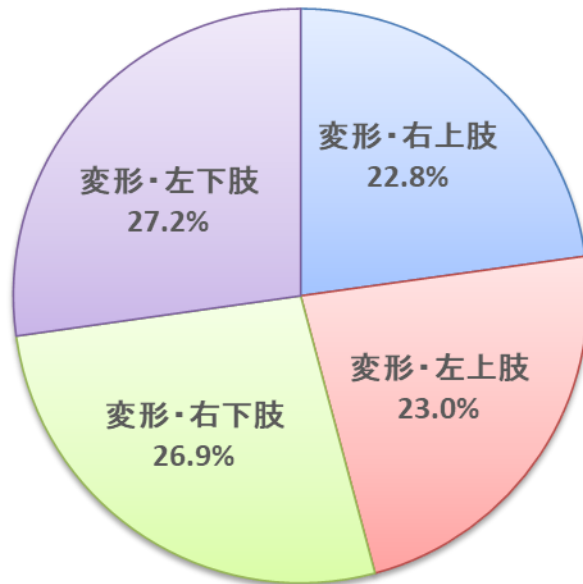
・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数状況（変形徒手矯正術／部位数別）～

- 変形徒手矯正術の施術部位は4部位（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、2肢及び3肢は「右下肢」及び「左下肢」が3割を超えている。
- 算定全体の中で数は少ないが、1肢の場合は上肢・下肢ともに平均的に算定されている。

部位数別の往療料算定回数割合
（変形徒手矯正術）



【往療料の全算定における部位別・部位数別割合】※算定回数割合

令和4年	1肢	2肢	3肢	4肢	計
右上肢	0.1%	2.0%	1.0%	19.6%	22.8%
左上肢	0.2%	2.3%	0.9%	19.6%	23.0%
右下肢	0.2%	5.7%	1.5%	19.6%	26.9%
左下肢	0.2%	6.0%	1.4%	19.6%	27.2%
合計	0.7%	16.0%	4.9%	78.4%	100.0%

【往療料の部位別の算定回数割合】

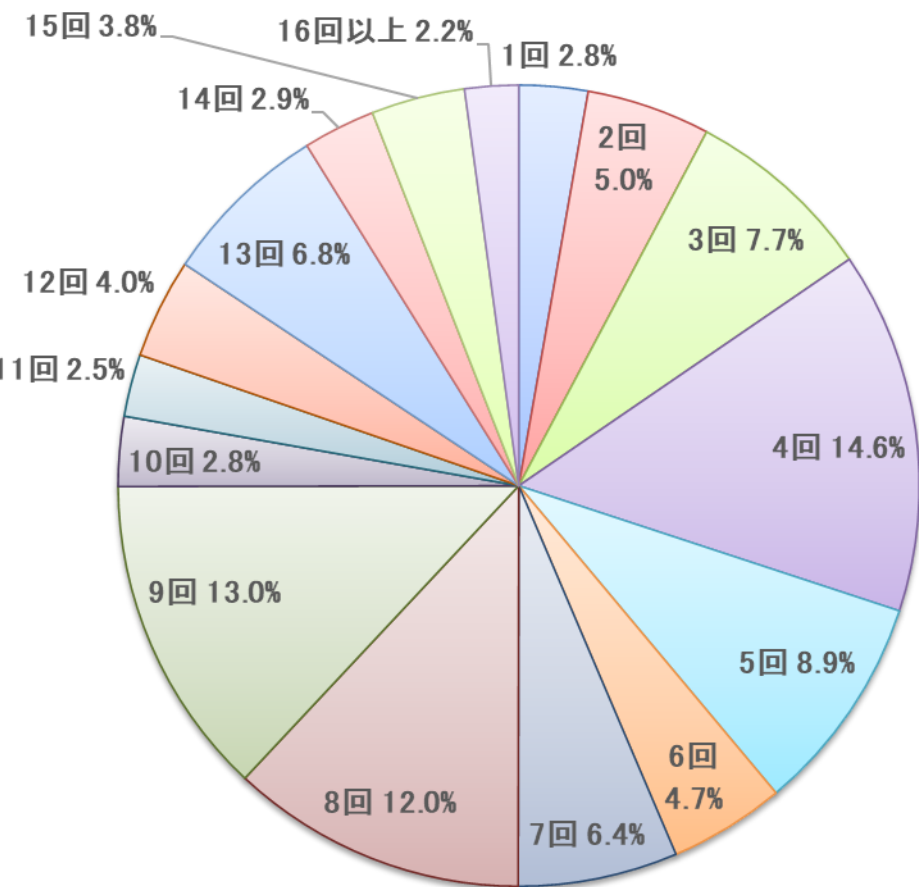
令和4年	1肢	2肢	3肢	4肢	計
右上肢	21.0%	12.5%	21.3%	25.0%	22.8%
左上肢	28.4%	14.6%	18.8%	25.0%	23.0%
右下肢	22.2%	35.6%	30.2%	25.0%	26.9%
左下肢	28.4%	37.3%	29.7%	25.0%	27.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析
 ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

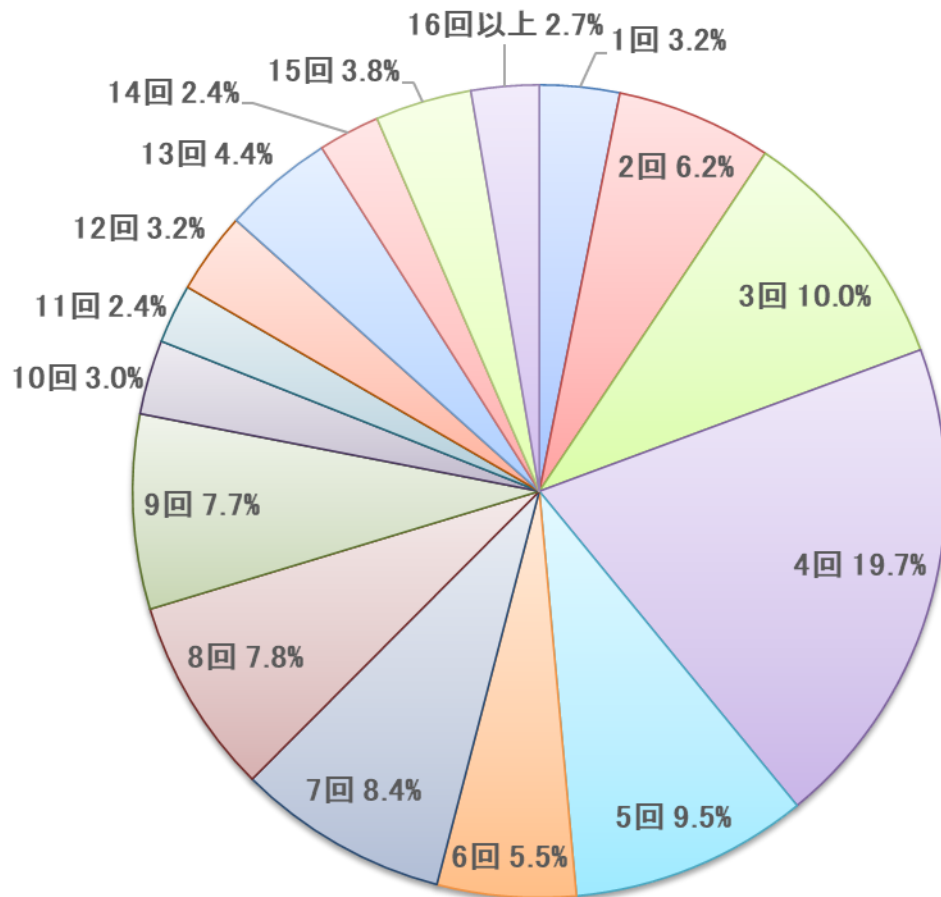
あん摩マッサージ指圧療養費、はり・きゅう療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合

令和5年7月14日 あはき療養費
検討専門委員会資料

あん摩マッサージ指圧



はり・きゅう



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書
(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

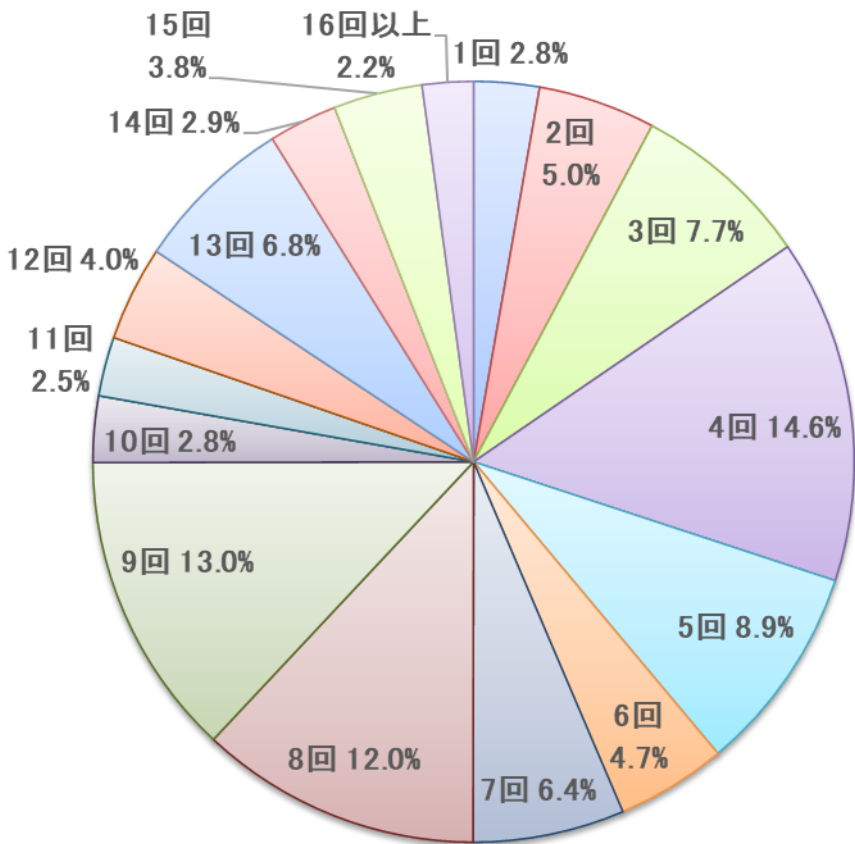
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書
(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合【全体】

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

あん摩マッサージ指圧【全体】



部位数別、回数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位
1回	3.6%	3.1%	2.8%	2.6%	2.8%
2回	7.5%	4.6%	5.2%	5.4%	4.9%
3回	9.0%	9.0%	7.6%	7.9%	7.6%
4回	18.4%	15.7%	14.4%	11.8%	14.8%
5回	6.1%	10.8%	10.0%	8.3%	8.6%
6回	6.0%	5.5%	4.1%	4.2%	4.8%
7回	3.8%	6.5%	7.6%	7.5%	6.2%
8回	11.8%	12.5%	12.7%	13.2%	11.7%
9回	10.4%	11.8%	13.3%	12.6%	13.1%
10回	3.7%	1.8%	2.5%	2.3%	3.0%
11回	0.6%	2.6%	2.3%	2.5%	2.6%
12回	2.4%	3.6%	4.1%	4.8%	4.0%
13回	6.7%	5.1%	6.1%	7.2%	7.0%
14回	3.3%	2.0%	2.9%	3.2%	2.9%
15回	3.9%	3.2%	3.0%	4.5%	3.9%
16回以上	2.7%	2.2%	1.4%	1.9%	2.3%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

回数別、部位数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
1回	1.1%	4.2%	14.5%	5.2%	75.0%	100.0%
2回	1.3%	3.5%	14.8%	6.0%	74.5%	100.0%
3回	1.0%	4.5%	14.0%	5.7%	74.8%	100.0%
4回	1.1%	4.1%	14.0%	4.5%	76.3%	100.0%
5回	0.6%	4.7%	15.9%	5.2%	73.6%	100.0%
6回	1.1%	4.5%	12.4%	5.0%	77.0%	100.0%
7回	0.5%	3.9%	16.8%	6.5%	72.4%	100.0%
8回	0.9%	4.0%	15.1%	6.1%	74.0%	100.0%
9回	0.7%	3.5%	14.5%	5.4%	76.0%	100.0%
10回	1.1%	2.4%	12.6%	4.4%	79.4%	100.0%
11回	0.2%	4.0%	12.7%	5.6%	77.5%	100.0%
12回	0.5%	3.4%	14.3%	6.6%	75.1%	100.0%
13回	0.9%	2.9%	12.8%	5.9%	77.6%	100.0%
14回	1.0%	2.6%	14.1%	6.1%	76.2%	100.0%
15回	0.9%	3.2%	11.3%	6.6%	78.0%	100.0%
16回以上	1.1%	3.9%	9.2%	4.9%	80.9%	100.0%
全体	0.9%	3.8%	14.2%	5.5%	75.6%	100.0%

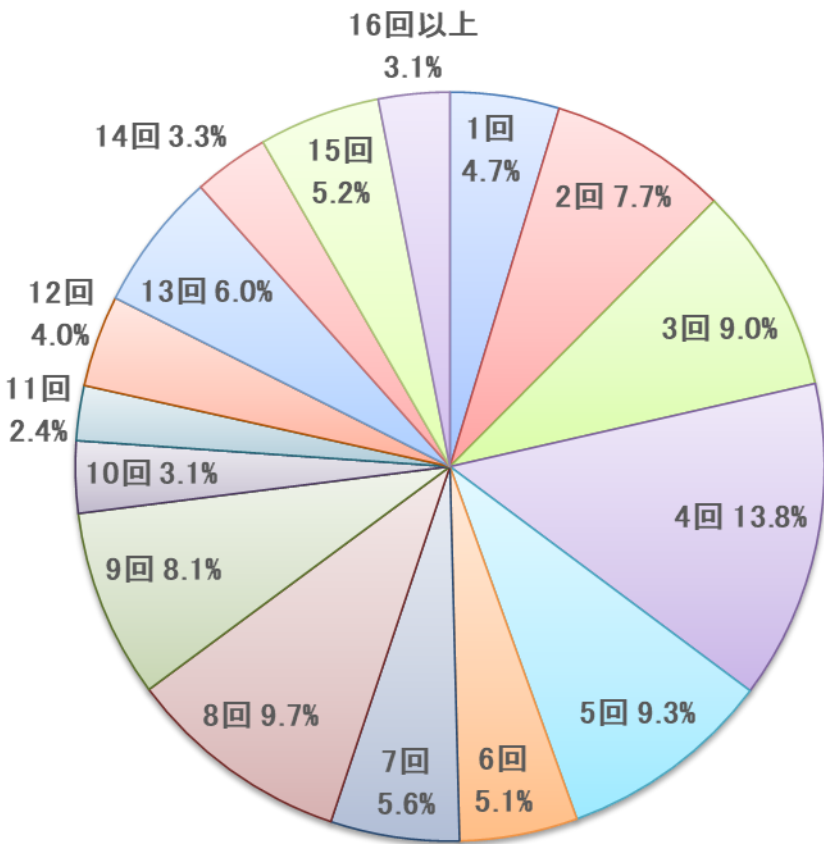
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合【全国健康保険協会管掌健康保険】

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

あん摩マッサージ指圧 【全国健康保険協会管掌健康保険】



部位数別、回数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位
1回	10.2%	5.5%	6.0%	3.9%	4.3%
2回	12.2%	8.4%	10.4%	8.0%	6.9%
3回	12.2%	8.7%	12.2%	10.1%	8.0%
4回	14.3%	13.6%	15.8%	14.7%	13.2%
5回	5.1%	9.9%	9.5%	8.0%	9.4%
6回	4.1%	4.6%	5.3%	4.1%	5.2%
7回	6.1%	5.2%	5.4%	6.5%	5.5%
8回	4.1%	9.6%	9.2%	8.4%	10.1%
9回	8.2%	9.3%	6.3%	7.7%	8.5%
10回	3.1%	3.5%	1.6%	3.4%	3.4%
11回	0.0%	1.7%	1.9%	3.9%	2.4%
12回	0.0%	2.6%	3.6%	2.9%	4.4%
13回	8.2%	4.1%	4.4%	7.0%	6.4%
14回	5.1%	3.8%	2.2%	3.6%	3.4%
15回	7.1%	4.9%	4.0%	4.8%	5.6%
16回以上	0.0%	4.6%	1.9%	3.1%	3.3%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

回数別、部位数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
1回	3.5%	6.7%	21.3%	5.7%	62.8%	100.0%
2回	2.6%	6.3%	22.4%	7.1%	61.6%	100.0%
3回	2.2%	5.6%	22.7%	7.8%	61.7%	100.0%
4回	1.7%	5.7%	19.0%	7.4%	66.2%	100.0%
5回	0.9%	6.1%	17.1%	5.9%	70.0%	100.0%
6回	1.3%	5.2%	17.4%	5.6%	70.5%	100.0%
7回	1.8%	5.4%	16.2%	8.1%	68.5%	100.0%
8回	0.7%	5.7%	15.8%	6.0%	71.8%	100.0%
9回	1.6%	6.6%	12.9%	6.6%	72.3%	100.0%
10回	1.6%	6.5%	8.6%	7.5%	75.8%	100.0%
11回	0.0%	4.2%	13.4%	11.3%	71.1%	100.0%
12回	0.0%	3.8%	15.2%	5.1%	75.9%	100.0%
13回	2.2%	3.9%	12.3%	8.1%	73.5%	100.0%
14回	2.6%	6.6%	11.2%	7.7%	71.9%	100.0%
15回	2.2%	5.4%	12.7%	6.4%	73.2%	100.0%
16回以上	0.0%	8.7%	10.3%	7.1%	73.9%	100.0%
全体	1.6%	5.8%	16.6%	6.9%	69.1%	100.0%

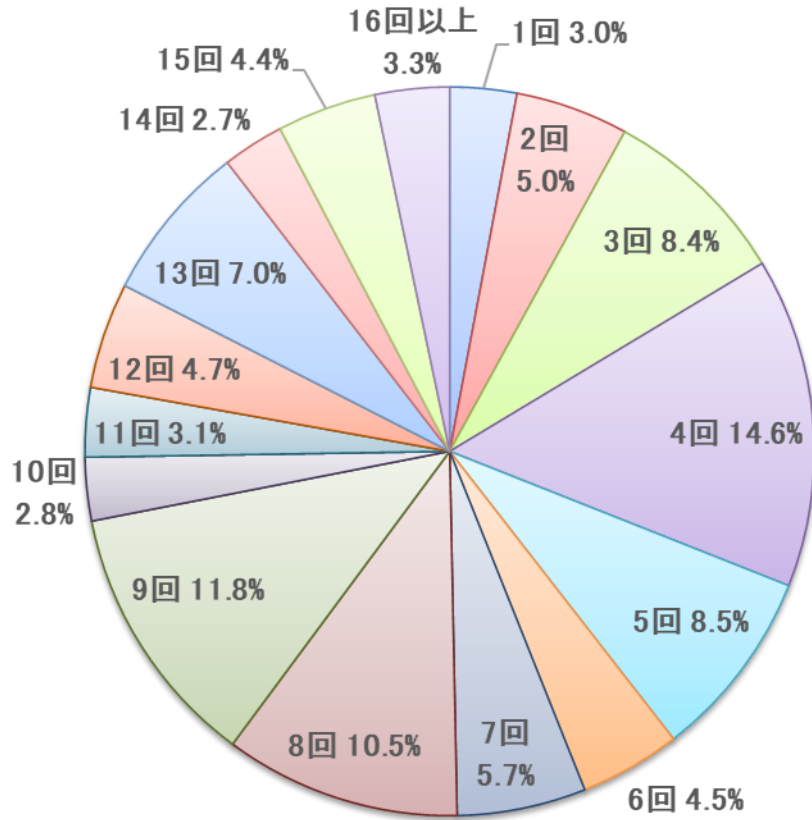
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合【国民健康保険】

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

あん摩マッサージ指圧 【国民健康保険】



部位数別、回数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位
1回	4.2%	2.2%	4.3%	2.9%	2.7%
2回	16.7%	4.9%	4.5%	6.4%	4.9%
3回	10.4%	11.2%	8.5%	7.6%	8.3%
4回	14.6%	17.9%	17.4%	13.1%	14.0%
5回	16.7%	9.8%	8.3%	6.4%	8.5%
6回	8.3%	5.4%	3.3%	4.5%	4.6%
7回	0.0%	7.6%	6.7%	4.8%	5.6%
8回	2.1%	10.7%	10.4%	11.5%	10.5%
9回	10.4%	10.3%	12.4%	13.1%	11.7%
10回	2.1%	3.1%	2.4%	2.5%	2.9%
11回	0.0%	3.6%	2.9%	4.1%	3.0%
12回	4.2%	2.2%	3.8%	5.7%	5.0%
13回	6.3%	4.9%	7.2%	7.0%	7.2%
14回	2.1%	2.7%	2.6%	2.2%	2.8%
15回	0.0%	1.8%	3.2%	5.4%	4.8%
16回以上	2.1%	1.8%	2.2%	2.9%	3.7%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

回数別、部位数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
1回	1.3%	3.1%	21.9%	5.6%	68.1%	100.0%
2回	3.0%	4.1%	13.7%	7.4%	72.0%	100.0%
3回	1.1%	5.5%	15.4%	5.3%	72.7%	100.0%
4回	0.9%	5.1%	18.1%	5.2%	70.8%	100.0%
5回	1.7%	4.8%	14.8%	4.4%	74.2%	100.0%
6回	1.7%	5.0%	11.2%	5.8%	76.4%	100.0%
7回	0.0%	5.5%	17.8%	4.9%	71.8%	100.0%
8回	0.2%	4.2%	15.0%	6.4%	74.2%	100.0%
9回	0.8%	3.6%	16.0%	6.4%	73.2%	100.0%
10回	0.7%	4.6%	13.2%	5.3%	76.3%	100.0%
11回	0.0%	4.8%	14.5%	7.8%	72.9%	100.0%
12回	0.8%	2.0%	12.2%	7.1%	78.0%	100.0%
13回	0.8%	2.9%	15.5%	5.8%	75.1%	100.0%
14回	0.7%	4.1%	14.2%	4.7%	76.4%	100.0%
15回	0.0%	1.7%	10.9%	7.1%	80.3%	100.0%
16回以上	0.6%	2.2%	10.1%	5.1%	82.0%	100.0%
全体	1.0%	4.1%	15.4%	5.9%	73.7%	100.0%

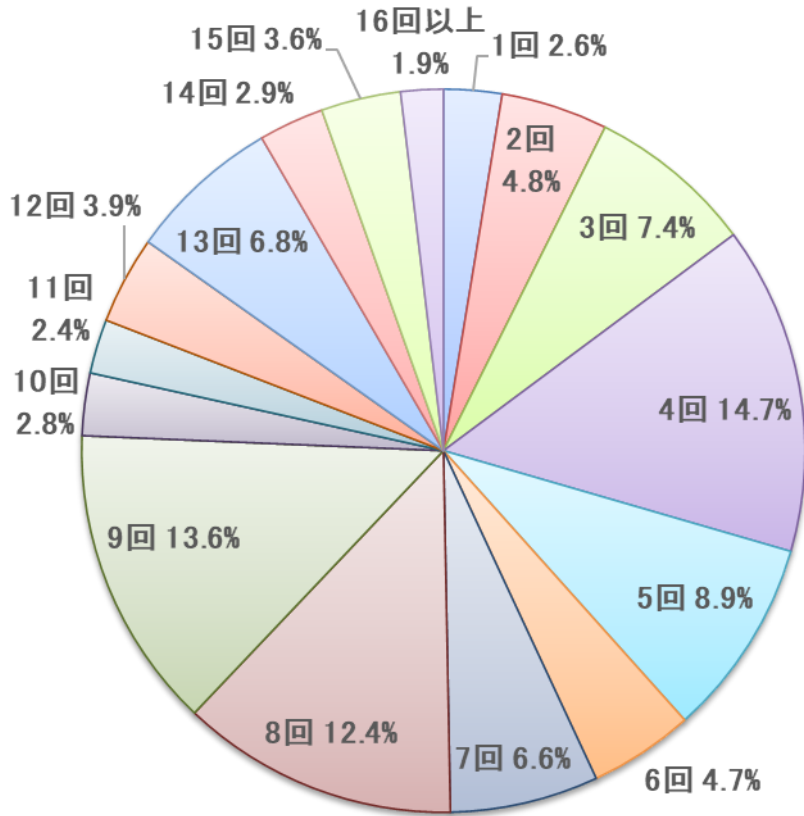
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合【後期高齢者医療制度】

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

あん摩マッサージ指圧 【後期高齢者医療制度】



部位数別、回数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位
1回	2.5%	2.9%	2.3%	2.5%	2.7%
2回	5.0%	4.0%	4.8%	4.9%	4.8%
3回	8.3%	8.6%	7.0%	7.8%	7.4%
4回	19.8%	15.5%	13.7%	11.2%	15.0%
5回	4.1%	11.2%	10.3%	8.7%	8.6%
6回	5.8%	5.7%	4.1%	4.2%	4.8%
7回	4.1%	6.4%	8.0%	8.2%	6.3%
8回	14.9%	13.2%	13.5%	14.0%	12.0%
9回	10.7%	12.4%	14.1%	13.0%	13.6%
10回	4.1%	1.3%	2.6%	2.1%	2.9%
11回	0.8%	2.6%	2.2%	2.1%	2.5%
12回	2.5%	4.0%	4.2%	4.8%	3.8%
13回	6.6%	5.3%	6.1%	7.3%	7.0%
14回	3.3%	1.6%	3.0%	3.3%	2.9%
15回	4.1%	3.3%	2.9%	4.3%	3.6%
16回以上	3.3%	2.0%	1.2%	1.6%	2.0%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

回数別、部位数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
1回	0.8%	4.1%	12.0%	5.1%	78.1%	100.0%
2回	0.8%	3.1%	14.0%	5.6%	76.5%	100.0%
3回	0.9%	4.2%	12.9%	5.6%	76.4%	100.0%
4回	1.1%	3.8%	12.9%	4.1%	78.0%	100.0%
5回	0.4%	4.6%	16.0%	5.2%	73.8%	100.0%
6回	1.0%	4.4%	12.2%	4.8%	77.6%	100.0%
7回	0.5%	3.5%	16.7%	6.6%	72.7%	100.0%
8回	1.0%	3.9%	15.0%	6.0%	74.1%	100.0%
9回	0.6%	3.3%	14.4%	5.1%	76.6%	100.0%
10回	1.2%	1.7%	12.8%	4.0%	80.3%	100.0%
11回	0.3%	3.8%	12.3%	4.6%	79.0%	100.0%
12回	0.5%	3.7%	14.7%	6.6%	74.5%	100.0%
13回	0.8%	2.8%	12.3%	5.7%	78.3%	100.0%
14回	0.9%	2.0%	14.3%	6.1%	76.6%	100.0%
15回	0.9%	3.4%	11.2%	6.5%	78.0%	100.0%
16回以上	1.4%	3.8%	8.7%	4.5%	81.5%	100.0%
全体	0.8%	3.6%	13.8%	5.4%	76.4%	100.0%

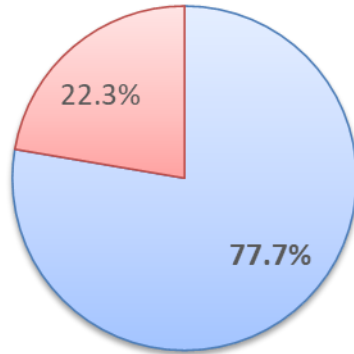
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

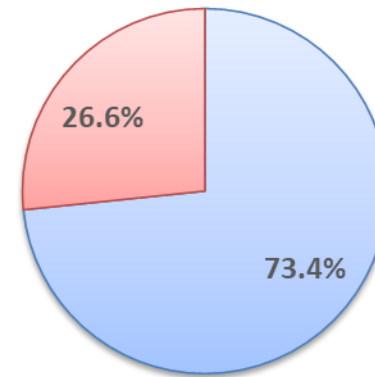
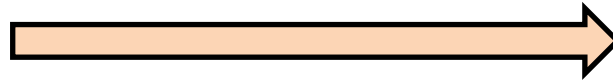
療養費支給申請書における往療内訳書の添付状況 往療内訳書における同一日・同一建物に係る施術状況

- 施術管理者は、往療料を請求する申請書に往療内訳書(様式第7号)を添付することとされている。
- 往療料を請求する申請書について、あん摩マッサージ指圧は、**8割弱、往療内訳書が添付されている。**
- 往療内訳書の「同一日・同一建物記入欄」には、同一日に同一建物への往療に該当するかを記載することとされており、あん摩マッサージ指圧の往療は、7割以上が、同一日・同一建物**以外**の往療となっている。

あん摩マッサージ指圧



■ 往療内訳書の添付あり ■ 往療内訳書の添付なし



■ 同一日・同一建物への往療に非該当
■ 同一日・同一建物への往療に該当

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表の状況（あん摩マッサージ指圧／全体）

- 支給申請書のうち、約78%が往療内訳書の添付があり、そのうち約73%が「同一日・同一建物」でない。
- 往療理由は、9割以上が「独歩による外出困難」である。
※要介護(支援)度は、約8割が未記載であるが、往療内訳表で「分かれば記載下さい」としていることが要因となっている可能性がある。
- 施術所(区分)としては、8割以上が往療専門以外である。

往療内訳表添付あり	77.7%
往療内訳表添付なし	22.3%
合計	100.0%

「往療内訳表添付あり」の内訳

(A)「同一日・同一建物なし」	73.4%
(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」	24.1%
(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」	2.5%

(A)「同一日・同一建物なし」

往療理由(※)				要介護度									施術所区分		
1	2	3	blank	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	blank	
94.1%	3.3%	2.0%	0.6%	2.6%	3.3%	2.6%	2.9%	3.1%	0.7%	1.0%	83.8%	13.1%	86.1%	0.9%	

(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」

往療理由(※)				要介護度									施術所区分		
1	2	3	blank	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	blank	
92.5%	4.9%	1.8%	0.8%	3.7%	4.4%	4.6%	5.2%	4.5%	0.6%	0.7%	76.3%	16.0%	83.1%	0.9%	

(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」

往療理由(※)				要介護度									施術所区分		
1	2	3	blank	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	blank	
91.3%	3.9%	2.8%	2.1%	4.3%	5.5%	4.9%	4.6%	3.6%	0.0%	0.8%	76.2%	15.3%	83.1%	1.6%	

〔※往療理由〕

- 1: 独歩による公共交通機関を使つての外出が困難
- 2: 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難
- 3: その他

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析
 ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表の状況（あん摩マッサージ指圧／全体）

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 支給申請書のうち、約78%が往療内訳書の添付がある。
- 往療内訳書について、「同一日・同一建物なし」は、約73%である。
- 往療内訳書について、「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」は、約24%である。

令和4年10月	合計	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者 医療制度
往療内訳表添付 あり	77.7%	56.2%	81.5%	80.7%	77.8%
往療内訳表添付 なし	22.3%	43.8%	18.5%	19.3%	22.2%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

「往療内訳表添付あり」の内訳

令和4年10月	合計	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者 医療制度
(A)「同一日・同一建物 なし 」	73.4%	81.0%	82.2%	77.9%	71.9%
(B)「同一日・同一建物 あり 」かつ「往療料の算定 あり 」	24.1%	17.6%	17.0%	19.9%	25.4%
(C)「同一日・同一建物 あり 」かつ「往療料の算定 なし 」	2.5%	1.4%	0.8%	2.2%	2.7%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表の状況（あん摩マッサージ指圧／制度別）

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 往療理由は9割以上が「独歩による外出困難」である。
※要介護（支援）度は、約8割が未記載であるが、往療内訳表で「分かれば記載下さい」としていることが要因となっている可能性がある。
- 施術所（区分）は、8割以上が往療専門以外である。

(A)「同一日・同一建物なし」

令和4年10月	往療理由（※）				要介護度								施術所区分		
	1	2	3	blank	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	blank
全国健康保険協会管掌健康保険 （被保険者）	94.2%	2.1%	2.9%	0.8%	1.2%	2.2%	1.2%	1.9%	2.5%	0.4%	1.3%	89.3%	14.1%	84.4%	1.5%
全国健康保険協会管掌健康保険 （被扶養者）	93.4%	3.1%	2.3%	1.2%	0.8%	2.2%	2.1%	1.5%	3.2%	0.6%	0.8%	88.8%	13.1%	85.5%	1.4%
国民健康保険	93.9%	2.9%	2.2%	1.0%	1.4%	2.9%	2.0%	2.2%	3.5%	0.4%	0.8%	86.8%	13.1%	85.9%	0.9%
後期高齢者医療制度	94.2%	3.4%	1.9%	0.5%	2.9%	3.5%	2.8%	3.1%	3.1%	0.8%	1.1%	82.7%	13.0%	86.2%	0.8%
合計	94.1%	3.3%	2.0%	0.6%	2.6%	3.3%	2.6%	2.9%	3.1%	0.7%	1.0%	83.8%	13.1%	86.1%	0.9%

(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」

令和4年10月	往療理由（※）				要介護度								施術所区分		
	1	2	3	blank	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	blank
全国健康保険協会管掌健康保険 （被保険者）	91.7%	3.4%	4.1%	0.7%	0.3%	2.4%	0.7%	1.0%	1.4%	0.0%	1.0%	93.1%	18.3%	80.3%	1.4%
全国健康保険協会管掌健康保険 （被扶養者）	95.0%	3.1%	1.4%	0.5%	1.9%	1.4%	1.9%	2.1%	3.3%	0.0%	0.5%	88.9%	22.9%	74.8%	2.4%
国民健康保険	90.8%	4.7%	2.8%	1.7%	1.3%	2.8%	2.8%	3.8%	5.1%	0.0%	0.3%	84.0%	16.4%	81.8%	1.7%
後期高齢者医療制度	92.7%	5.0%	1.6%	0.7%	4.2%	4.8%	5.0%	5.5%	4.5%	0.8%	0.7%	74.6%	15.7%	83.6%	0.7%
合計	92.5%	4.9%	1.8%	0.8%	3.7%	4.4%	4.6%	5.2%	4.5%	0.6%	0.7%	76.3%	16.0%	83.1%	0.9%

(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」

令和4年10月	往療理由（※）				要介護度								施術所区分		
	1	2	3	blank	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	blank
全国健康保険協会管掌健康保険 （被保険者）	69.6%	0.0%	17.4%	13.0%	0.0%	8.7%	0.0%	8.7%	4.3%	0.0%	0.0%	78.3%	21.7%	78.3%	0.0%
全国健康保険協会管掌健康保険 （被扶養者）	94.7%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	36.8%	63.2%	0.0%
国民健康保険	90.4%	4.3%	1.1%	4.3%	2.1%	2.1%	2.1%	7.4%	4.3%	0.0%	0.0%	81.9%	12.8%	87.2%	0.0%
後期高齢者医療制度	91.7%	3.8%	2.9%	1.6%	4.8%	6.1%	5.4%	4.2%	3.5%	0.0%	1.0%	75.1%	15.3%	82.7%	1.9%
合計	91.3%	3.9%	2.8%	2.1%	4.3%	5.5%	4.9%	4.6%	3.6%	0.0%	0.8%	76.2%	15.3%	83.1%	1.6%

〔※往療理由〕

1: 独歩による公共交通機関を使っての外出が困難 2: 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難 3: その他

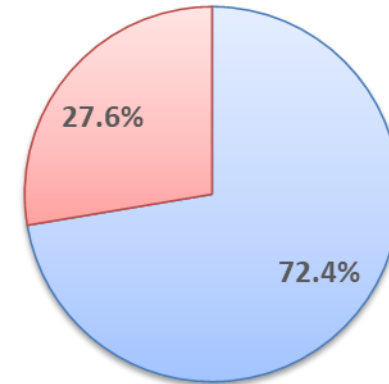
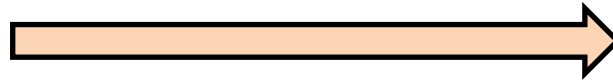
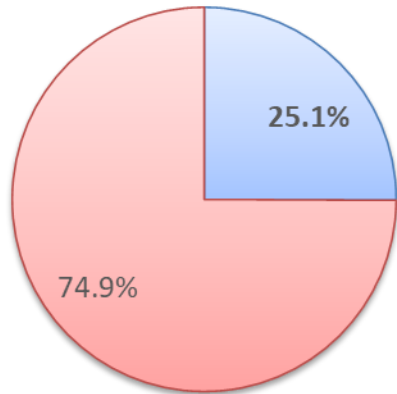
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

療養費支給申請書における往療内訳書の添付状況 往療内訳書における同一日・同一建物に係る施術状況

- 施術管理者は、往療料を請求する申請書に往療内訳書(様式第7号)を添付することとされている。
- 往療料を請求する申請書について、はり・きゅうは、**8割弱**、往療内訳書が**添付されていない**。
- 往療内訳書の「同一日・同一建物記入欄」には、同一日に同一建物への往療に該当するかを記載することとされており、はり・きゅうの往療でも、7割以上が、同一日・同一建物**以外**の往療となっている。

はり・きゅう



■ 往療内訳書の添付あり ■ 往療内訳書の添付なし

■ 同一日・同一建物への往療に非該当
■ 同一日・同一建物への往療に該当

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表の状況（はり・きゅう／全体）

- 支給申請書のうち、約25%が往療内訳書の添付があり、そのうち約72%は「同一日・同一建物」でない。
- 往療理由は、8割以上が「独歩による外出困難」である。
- 施術所(区分)としては、9割弱が往療専門以外である。

往療内訳表添付あり	25.1%
往療内訳表添付なし	74.9%
合計	100.0%



「往療内訳表添付あり」の内訳

(A)「同一日・同一建物なし」	72.4%
(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」	23.4%
(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」	4.2%

(A)「同一日・同一建物なし」

往療理由（※）				要介護度									施術所区分		
1	2	3	blank	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	blank	
87.4%	3.4%	8.5%	0.7%	1.5%	2.1%	1.2%	0.9%	1.0%	0.7%	1.0%	91.5%	11.4%	87.9%	0.7%	

(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」

往療理由（※）				要介護度									施術所区分		
1	2	3	blank	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	blank	
81.2%	4.0%	14.0%	0.8%	1.3%	1.4%	1.9%	1.2%	0.8%	0.4%	0.7%	92.3%	13.1%	86.3%	0.6%	

(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」

往療理由（※）				要介護度									施術所区分		
1	2	3	blank	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	blank	
82.0%	4.8%	7.6%	5.6%	1.4%	2.8%	1.7%	1.0%	1.4%	0.0%	0.0%	91.6%	12.6%	87.4%	0.0%	

〔※往療理由〕

- 1: 独歩による公共交通機関を使つての外出が困難
- 2: 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難
- 3: その他

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6 ・ 国民健康保険 1/10 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表の状況（はり・きゅう／全体）

- 支給申請書のうち、約75%が往療内訳書の添付がない。
- 往療内訳書について、「同一日・同一建物なし」は、約72%である。
- 往療内訳書について、「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」は、約23%である。

令和4年10月	合計	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者 医療制度
往療内訳表添付 あり	25.1%	1.9%	5.8%	15.5%	47.0%
往療内訳表添付 なし	74.9%	98.1%	94.2%	84.5%	53.0%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

「往療内訳表添付あり」の内訳

令和4年10月	合計	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者 医療制度
(A)「同一日・同一建物なし」	72.4%	72.0%	77.5%	78.4%	71.3%
(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」	23.4%	21.2%	17.1%	18.0%	24.5%
(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」	4.2%	6.8%	5.4%	3.7%	4.2%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析
 ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6 ・ 国民健康保険 1/10 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表の状況（はり・きゅう／制度別）

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 往療理由は8割以上が「独歩による外出困難」である。
※要介護（支援）度は、9割以上が未記載であるが、往療内訳表で「分かれば記載下さい」としていることが要因となっている可能性がある。
- 施術所（区分）は、8割以上が往療専門以外である。

(A)「同一日・同一建物なし」

令和4年10月	往療理由（※）				要介護度									施術所区分		
	1	2	3	blank	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	blank	
全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）	90.6%	2.4%	4.7%	2.4%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	97.6%	11.8%	87.1%	1.2%	
全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）	86.0%	8.1%	5.8%	0.0%	1.2%	0.0%	1.2%	1.2%	1.2%	0.0%	0.0%	95.3%	12.8%	82.6%	4.7%	
国民健康保険	84.1%	5.5%	8.8%	1.6%	0.9%	1.8%	0.6%	1.2%	1.6%	0.1%	0.7%	93.1%	13.4%	86.0%	0.6%	
後期高齢者医療制度	88.0%	3.0%	8.6%	0.5%	1.6%	2.3%	1.4%	0.9%	0.9%	0.8%	1.1%	90.9%	11.0%	88.4%	0.7%	
合計	87.4%	3.4%	8.5%	0.7%	1.5%	2.1%	1.2%	0.9%	1.0%	0.7%	1.0%	91.5%	11.4%	87.9%	0.7%	

(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」

令和4年10月	往療理由（※）				要介護度									施術所区分		
	1	2	3	blank	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	blank	
全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）	84.0%	4.0%	12.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	20.0%	80.0%	0.0%	
全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）	84.2%	5.3%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	10.5%	89.5%	0.0%	
国民健康保険	83.4%	5.7%	10.2%	0.6%	0.6%	1.3%	0.0%	1.3%	1.3%	0.0%	1.3%	94.3%	18.5%	80.3%	1.3%	
後期高齢者医療制度	80.8%	3.8%	14.5%	0.9%	1.4%	1.5%	2.1%	1.2%	0.8%	0.5%	0.6%	91.8%	12.4%	87.1%	0.6%	
合計	81.2%	4.0%	14.0%	0.8%	1.3%	1.4%	1.9%	1.2%	0.8%	0.4%	0.7%	92.3%	13.1%	86.3%	0.6%	

(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」

令和4年10月	往療理由（※）				要介護度									施術所区分		
	1	2	3	blank	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	blank	
全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	87.5%	12.5%	87.5%	0.0%	
全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）	83.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	33.3%	66.7%	0.0%	
国民健康保険	65.6%	6.3%	12.5%	15.6%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	93.8%	15.6%	84.4%	0.0%	
後期高齢者医療制度	83.4%	5.0%	7.5%	4.1%	1.2%	2.9%	2.1%	1.2%	0.8%	0.0%	0.0%	91.7%	11.6%	88.4%	0.0%	
合計	82.0%	4.8%	7.6%	5.6%	1.4%	2.8%	1.7%	1.0%	1.4%	0.0%	0.0%	91.6%	12.6%	87.4%	0.0%	

〔※往療理由〕

- 1: 独歩による公共交通機関を使っての外出が困難 2: 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難 3: その他

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表

月分 出張専門の施術者の場合（ ） （患者氏名： ）

日付	同一日・同一建物記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				

(参考)
「あん摩・マッサージ・指圧師、はり師・きゅう師の施術に係る療養費に関する受療委任の取扱い」(平成30年6月12日付 保発0612第2号)

別添1 受療委任の取扱規程 — 抜粋 —

第4章 療養費の請求
(申請書の作成)
24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げる方式により療養費支給申請書(以下「申請書」という。)を作成し、速やかな請求に努めること。

(1) ～(6) (略)

(7) 施術管理者は、往療料を請求する申請書について、施術者が往療した日付、同一日同一建物への往療かどうか、同一日同一建物への往療の場合に往療料を算定しているか否か、施術者名、往療の起点、施術した場所及び往療が必要な理由並びに要介護度が分かる場合は要介護度を記入した様式第7号による往療内訳表を添付すること。

往療を必要とする理由 介護保険の要介護度（ ）分かれば記載下さい

1. 独歩による公共交通機関を使つての外出が困難
2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難
3. その他（ ）

- 注・同上の場合は、「同上」や「//」との記載で差し支えない。
- ・同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であつて、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。
 - ・往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。
 - ・個人情報の取り扱いには、十分注意すること。
 - ・出張専門の施術者の場合は、「出張専門の施術者の場合（ ）」に「○」を記入すること。

令和4年6月7日閣議決定

II 実施事項

5. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

(3) 医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮

11 社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化

【e:引き続き検討を進め、令和4年度上期結論】

- e 厚生労働省は、柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討を行う。

令和5年6月16日閣議決定

II 実施事項

3. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

(2) デジタルヘルスの推進② ―デジタル技術を活用した健康管理、重症化防止―

9 各種レセプト関連業務のDX化に伴う見直し

【d:(前段)令和6年度結論、(後段)令和6年度検討開始、前段の検討結果を踏まえて早期に結論】

- d 厚生労働省は、柔道整復療養費について、オンライン請求の導入及び柔道整復療養費の請求が原則オンライン請求により行われるために必要な措置を検討する。
あわせて、柔道整復療養費に関するオンライン請求の導入に関する検討結果も参考に、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費について、オンライン請求の導入に向けた課題を検討し、早期に結論を得る。